

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	3
(1) 社会的背景	3
(2) 地域の状況	3
(3) 富山大学が新たに掲げるスローガンと改組再編・大学院教育改革の必要性	4
(4) 研究科及び研究科等連係課程実施基本組織（学環）の主な特徴	5
(5) 持続可能社会の実現に関する社会的背景	6
(6) 持続可能社会創成学環の必要性	7
(7) 持続可能社会創成学環の人材養成目的とディプロマ・ポリシー、プログラムの編成	10
(8) 各プログラムの人材養成目的、ディプロマ・ポリシー及び修了後の進路	12
(9) 研究対象とする主たる学問分野	15
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	17
3. 学環・プログラムの名称及び学位の名称	17
(1) 学環の名称及びその理由	17
(2) プログラム及び学位の名称とその理由	18
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	20
(1) 教育課程編成に関する全学的方針	20
(2) 教育課程の編成の考え方及び特色	20
(3) 持続可能社会創成のカリキュラム・ポリシー	27
(4) 各プログラムのカリキュラム・ポリシー	28
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	29
(1) 教育の方法と履修指導	30
(2) 研究指導科目「特別研究科目」の単位の考え方	33
(3) 履修方法及び修了要件	34
(4) 早期修了	35
(5) 修了までのスケジュール及び履修モデル	35
(6) 学位論文の審査体制及び公表方法	36
(7) 学位論文に係る審査基準	36
(8) 研究の倫理審査体制	37
6. 基礎となる学部との関係	38
7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	38
(1) 実施場所及び実施方法	38
(2) 学則等における規定	39

8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	39
(1) 修業年限	40
(2) 履修指導及び研究指導の方法	40
(3) 授業の実施方法	40
(4) 教員の負担の程度	40
(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法	41
(6) 社会人特別選抜の実施	41
9. 入学者選抜の概要	41
(1) アドミッション・ポリシー	41
(2) 入学者選抜の選抜方法	42
10. 教員組織の編成の考え方及び特色	43
(1) 教員組織編成の考え方	43
(2) 教育上主要と認める授業科目の教員配置状況	45
(3) 教員の負担	46
(4) 教員組織の研究分野	46
(5) 教員の年齢構成	46
11. 施設、設備等の整備計画	47
(1) 校地、校舎及び研究室・講義室等	47
(2) 図書	47
12. 管理運営	48
(1) 学長による学環長指名	48
(2) 学環委員会等の学環管理運営組織	48
(3) 教員の教育負担に対する配慮とエフォート管理	48
13. 自己点検・評価	49
(1) 実施方法及び実施体制	49
(2) 評価結果の活用及び公表	49
14. 情報の公表	49
(1) 大学全体の公表体制	49
(2) 持続可能社会創成学環としての情報発信	51
15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	51
(1) 全学的な取組状況	51
(2) 持続可能社会創成学環としての取組	52

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 社会的背景

近年のICTが目覚ましい発達により、我が国の社会や世界は、かつてない速さで変化し続けている。そうした中、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)においては、我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society 5.0」が提唱され、非連続なイノベーションの創出と大学院教育改革を通じたそれを支える人材の育成が示されている。そして、中央教育審議会大学分科会の「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～(審議まとめ)」(平成31年1月22日)においては、「とりわけ大学院は、Society 5.0を先導し牽引する高度な人材をはじめとする「知のプロフェッショナル」の育成を中心的に担う存在となる」と述べられている。

また、地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済の下では、経済問題、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題も世界全体に連鎖して発生し、一国の課題が一国に留まらない状況となっている。そうした背景から、2015年9月に国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)が示され、我が国においても「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(平成28年12月22日 内閣SDGs推進本部決定)が定められた。指針では、国際協調主義の下、国際協力への取組を一層加速していくことに加え、国内における経済、社会、環境の分野での課題にも、またこれらの分野を横断する課題にも、国内問題として取組を強化するのみならず、国際社会全体の課題としても取り組む必要があると述べられている。

そして我が国は、世界有数の高齢化が進行した国であり、生産年齢人口比率も急速に減少している。一方で、健康寿命は更に延びて「人生100年時代」が提唱される中、年齢による就業の壁が低くなり、キャリアアップのための学び直しや高齢者の就業・社会参加の増加など新たな社会的ニーズの発生が見込まれている。

以上のような背景から、今日の社会を取り巻く課題は、広範かつ複雑であり、こうした課題を解決でき、新たな社会で必要とされる高度な能力を育成するためには、従来の教育システムだけでは不十分である。そのため、本学においても大学院の教育システムの抜本的見直しが急務である。

(2) 地域の状況

富山県は東西90km、南北76km程のコンパクトな県域に、標高3,000mの立山連峰から水深1,000mの富山湾まで高低差4,000mのダイナミックな風土にある。自然環境を活かして開発された水力発電によりアルミ産業などの製造業が盛んになり、日本海側有数の工業集積を誇っている。また江戸時代以来の薬の伝統は、薬業だけでなく印刷業など周辺産業を発展させてきた。

富山県では2018年に富山県総合計画「元気とやま創造計画」を策定、次の5項目を重点戦略として掲げている。①医薬工が連携した医薬品の開発、ものづくり技術の高度化、デザイン振興などによる「とやまの価値創造戦略」。②地域の文化遺産や伝統文化の保存・

活用を推進する「とやまのグローバルブランド推進戦略」。③リカレント教育の推進や地域コミュニティを牽引する人材育成による「人口減少社会にしなやかに対応する人と地域の活性化戦略」。④災害対策の充実及び災害に対応できる人材を育成する「災害に強く、環境にやさしい持続可能な県づくり戦略」。⑤データサイエンスの活用及び「未病」対策等による疾患予防や健康管理を推進する「健康・元気で安心な共生社会づくり戦略」である。

富山県では「地域包括医療ケア」と称して、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスが提供される体制を構築している。地域の医療専門職、行政担当者、住民が一体となって学び合い、地域医療の再生に向けた協力体制（コミュニティ）づくりに取り組んでいる。

富山市では人口減少と高齢化社会へ対応するため、2007年から持続可能な都市を目指してコンパクトシティ計画を推進している。中心市街地に低床式車両を用いたライトレールを整備し、自動車に依存したライフスタイルを見直し、歩いて暮らせるまちづくりを行っている。2008年には国の環境モデル都市に、2018年には「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選定されている。

富山県内の15市町村には豊富な文化資源がある。五箇山（南砺市）の合掌集落が世界遺産に、県内3都市の「山・鉾・屋台行事（高岡御車山祭・高岡市、城端曳山祭・南砺市、たてもん祭り・魚津市）」がユネスコ無形文化遺産に認定されている。この他に国宝1件、日本遺産3件、重要伝統的建造物群保存地区3件、経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品が6件ある。しかしそれらを保存・継承していく上では、後継者不足など多く課題を抱えている。

（3）富山大学が新たに掲げるスローガンと改組再編・大学院教育改革の必要性

本学は、明治6年設立の新川講習所を1つの起源としつつ、富山県民と地元産業界等の強い要望により設置された「旧富山大学」「富山医科薬科大学」及び「高岡短期大学」の3国立大学を再編・統合する形で平成17年に設置された大学である。このような歴史的経緯等を踏まえ、第3期中期目標期間の「3つの重点支援の枠組み」において本学は、重点支援1「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進」を選び、「地（知）の拠点」として機能強化を行ってきた。また、9学部、5大学院研究科・3大学院教育部、附属病院、附置研究所を有する総合大学として、多方面にわたる地域ニーズに応えてきた。しかし、全ての組織を貫く、大きな方向性がなく、個々の組織ごとの取組に留まりがちであった。そうしたことから、本学では、有する分野を包括しつつ、本学の強み、さらには地域が持つ強みを活かした「“人”と“地”の健康を科学する大学」を、大学院改革のスローガンとして掲げることとした。

「“人”と“地”の健康」のうち、「人の健康」は、肉体的、精神的な健康に限らず社会的にも満たされ100年間を通して充実した人生を送ることができることを指す。医学・薬学により肉体的、精神的な健康を実現するだけでなく、人文科学や芸術による精神面の充実、

理工学による生活の質の向上など、全学を挙げて「人の健康」の実現に取り組む。本学のある富山県は、薬業が長い伝統を持ち、地域包括医療ケアの先進県でもあり、「人」の健康」と極めて高い相互関係がある。

「人」と「地」の健康」のうち、「地の健康」は、社会的、環境的、経済的な健全性・持続可能性を指す。環境問題に対する文系的・理系的・文理融合的アプローチ、経済学による格差と貧困の解消、都市・交通工学による持続性ある環境づくり、理学・工学の融合的アプローチによる持続可能なエネルギーの開発など、全学を挙げて「地の健康」の実現に取り組む。本学のある富山市は、持続可能なコンパクトシティ形成という目標を掲げ、SDGs先進都市・自治体SDGsモデル事業にも選定されるなど、「地」の健康」と極めて高い相互関係がある。

「人」と「地」の健康」は多面的であり、人文・社会科学、自然科学の知を結集させ、様々な形で分野横断的・融合的に「人」と「地」の健康」について、教育し、研究できる環境を構築する必要がある。しかし、本学の大学院組織は、4研究科（修士課程6専攻）、3教育部（修士課程13専攻、博士前期・後期課程2専攻、博士課程10専攻）に分かれており、分野横断的・融合的な取組は十分ではなく、専攻という細分化された組織単位が、教員・学生が所属組織外に目を向けることを阻害する要因ともなっていた。そのため、専攻という壁を事実上なくし、人文社会芸術系、医薬系、理工系の大くくり化した3研究科3専攻へと再編する。専攻には、養成する人材像ごとにカリキュラム編成されたプログラムを設け、教員と学生の所属は1つでありながら、学生は目指す人材像ごとに専門性を伸ばすことができる仕組みとする。さらに、「人」と「地」の健康」の実現に資する、分野横断・融合的な教育・研究を、柔軟かつ機動的に実現するため、3つの研究科を核として、医薬系と理工系の緊密な関係による医薬理工学環、人文社会芸術系と理工系の緊密な関係による持続可能社会創成学環を新たに設ける。

（4）研究科及び研究科等連係課程実施基本組織（学環）の主な特徴

1）人文社会芸術総合研究科

幅広い分野の基盤的能力とともに、人文、社会、芸術に関わる諸分野についての高度な専門的学識、高い倫理観と豊かな創造力、領域を横断した複眼的視野を備え、新たな価値、文化、社会を創ることができる人材を育成する教育システムを構築する。

2）総合医薬学研究科

医学・薬学・看護学分野における基盤的研究の深化とこれら分野間の連携・融合の更なる強化を図り、医学・薬学・看護学分野の枠組みを超えて協同するため、大学附属病院を教育の場として今まで以上に活用し、医学・薬学の連携を強化した教育システムを構築する。

3）理工学研究科

理工系の大学院が理学と工学を融合させ、各々の分野の特徴を相補的・相乗的に引き出せる人材を育成する教育システムを構築する。

4) 持続可能社会創成学環

多岐にわたる複雑化した現代の課題を解決し、「持続可能な社会」を実現するために、「地域」と「地球規模」の両方の視点を持ち、高度な知識・技能（語学とデータ分析）を駆使して課題解決できる人材を育成する教育システムを構築する。

5) 医薬理工学環

医学・薬学・理学・工学を基盤として、本学の特徴と強みである「創薬・製剤工学」、「和漢医薬学」、「認知・情動脳科学」、「メディカルデザイン（医工学）」について、分野融合的かつ実践的な教育体制を構築する。

(5) 持続可能社会の実現に関する社会的背景

持続可能社会の実現は、日本のみならず人類全体の究極的な目標である。世界の開発の方向は、経済発展だけでなく持続可能（sustainable）な社会を目指すことに舵を切っており、それは国連の掲げるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）に明確に示されている。持続可能な開発とは、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」である。

「持続可能な開発」という考えの元になる環境保全に関する諸原則が初めて示されたのは、1972年国連人間環境会議（UNCHE）で採択された「人間環境宣言」においてである。この会議では、戦後における先進国の急速な経済発展とそれに伴う資源の限界や途上国における貧困からの脱出という新しい環境問題が認識され、環境保全についての方策が検討された。そして、1980年に国際自然保護連合（IUCN）、国連環境計画（UNEP）などがとりまとめた「世界保全戦略」に、「持続可能な開発」の理念が初めて示された。その後、人間活動の増大に伴うオゾンホールや地球温暖化等の地球規模の環境問題が顕在化した。1987年に国連「環境と開発に関する世界委員会」（WCED）は最終報告書“*Our Common Future*”を発行した。「持続可能な開発」はこの中で中心的な理念として用いられ、さらに広く認知されることとなった。1992年国連地球サミットで採択された「環境と開発に関するリオ宣言」および「アジェンダ21」、2000年国連ミレニアムサミットで採択された「ミレニアム開発目標」においても、「持続可能な開発」は中心的な考えとして示されてきた。2015年国連サミットは2030年に向けた目標としてSDGs（持続可能な開発目標）を採択し、包括的な17の目標を設定した。国際社会全体が、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととなった。

日本の状況に着目すると、バブル経済崩壊後20年以上にわたって経済が停滞し、製造業をはじめとする多くの産業の国際競争力が低下している。また、他の国よりも速いペースで進行する少子高齢化により人口減少が始まり、労働生産人口の減少や社会的な支援を要する高齢者の増加など、国民生活の持続可能性が危惧されてきた。政府は、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを「地方創生」の目標として掲げた。すなわち、「地方創生」

は地域における「持続可能社会」の実現に他ならない。2010年閣議決定された「環境未来都市」構想では、経済・社会・環境の3つの側面における価値創造を通して、地方創生を進めることを目指した。2017年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」では、「環境未来都市」構想をさらに発展させ、地方創生を一層進めるうえで、自治体でのSDGs達成に向けた取組を促進することとした。このように、国内でも「持続可能社会の実現」は喫緊の課題として理解されている。

(6) 持続可能社会創成学環の必要性

経済、社会、環境が調和した「持続可能社会」を実現するためには、それぞれの分野における課題を個別に扱うのではなく、相互に関係し合う課題を分野横断的に扱い、一つの課題解決が他の課題解決にも波及するような取組が望まれる。しかし、現実には、一方の課題解決が他方の課題解決を阻害する、諸課題間のトレードオフが存在することも少なくない。このような複雑に関係し合う諸課題の解決に対する大学院教育は、「専門性」を重視する個々の研究科では実施が困難であり、複数の研究科が連携しながら文理の枠を超えて教育を行う必要がある。グローバル化された現代社会が抱える様々な課題は、国際的協調の下で「地球規模」で取組むべき性質のものが多いが、そのための具体的な行動は人々の生活の場である「地域」において実現化されなければならない。したがって、「地域」と「地球規模」の両方の視点において「持続可能社会」の実現のために課題の解決ができる高度人材の育成が必要である。持続可能社会創成学環は、主に「地域」に着目して、データサイエンスや人工知能で課題解決を目指す「社会データサイエンスプログラム」と、「国際的」な広い視点から課題解決を目指す「グローバルSDGsプログラム」から構成され、課題に対するスケールやアプローチは異なるものの、持続可能社会の構築に貢献できる高度職業人の育成を共通の目的としている。そのため、両プログラムにおいて学環共通科目を設け、研究分野の異なる様々な教員の参加によるオムニバス形式の授業を通じ、持続可能社会の実現に必要な専門的知識を分野横断的に学修することによって、目的とする人材を育成する。

1) 社会データサイエンスプログラムの必要性、本学の強み

2016年に閣議決定された第5期科学技術基本計画は、人口減少超高齢化、デジタルサイエンスの発展という時代背景のもと、「仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society 5.0）」を目指すべき未来社会の姿として提唱した。今後の経済発展により、エネルギーや食料の需要増加、寿命の延伸・高齢化、国際的な競争の激化、富の集中や地域間の不平等が生じるとともに、温室効果ガスの排出削減、食料の増産やロスの削減、高齢化に伴う社会コストの抑制、持続可能な産業化の推進、富の再配分や地域間の格差是正などの解決すべき社会的課題をもたらす。Society 5.0は、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、経済発展と社会的課題の解

決が両立する「持続可能社会」の実現を目指すことにほかならない。このような背景のもと、大学院教育には、Society 5.0 の実現に貢献する人材の育成が求められている。さらに、2019年に政府が発表したAI戦略2019は、教育改革として「データサイエンス、AIで地域の課題解決ができる人材の育成」を産学連携で行うことの重要性を指摘している。

本学では、2018年に設置した都市デザイン学部において、数理データサイエンスからAIの基礎を学修する科目データサイエンスⅠ（確率・統計）、Ⅱ（多変量解析）、Ⅲ（ビッグデータ解析基礎・機械学習）を先導的に開設している。また、2020年度には全学の学部1年生全員を対象に数理データサイエンスの基礎を教授する科目「情報処理」を開設するとともに、各学部の数理データサイエンス関連科目の整備を行った。さらに、本学が文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育の全国展開」事業の協力校に選定されたことを受けて、「データサイエンス推進センター」を設置し、北陸地区の代表校として事業を進めている。

本学が位置する富山市は、スマートシティの実現を目指して、2018年度に市内全域を網羅するデータ収集システム「センサーネットワーク」を全国に先駆けて整備した。富山市は民間とともに、河川の水位モニタリングや消雪装置の効率的な運用、登下校時の児童の見守りなどに活かすための実証実験に取り組んでいる。このような地域で、自治体や企業と連携してデータサイエンスによる地域課題の発見、解決に取り組めるのは本学の大きな強みである。

2) グローバルSDGsプログラムの必要性、本学の強み

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)は、国際的協調の下で解決すべき課題を17の目標にまとめ、2016～2030年の15年間でその目標の達成を目指している。しかしながら、SDGsで掲げた17の目標は多岐にわたっており、目標達成にはさまざまな分野の連携が不可欠とされている。このような状況の中で、課題解決型の科学である「サステナビリティ学」の果たす役割が注目されている。サステナビリティ学は、自然、社会、文化の、世界的・地域的持続可能性に関する課題の相互依存的で複雑な相互補強的性質に対応する実践的な学問であり、持続可能性を定義し達成するのに必要な知識を集め、生成し、広め、実践することを目指している(図1)。

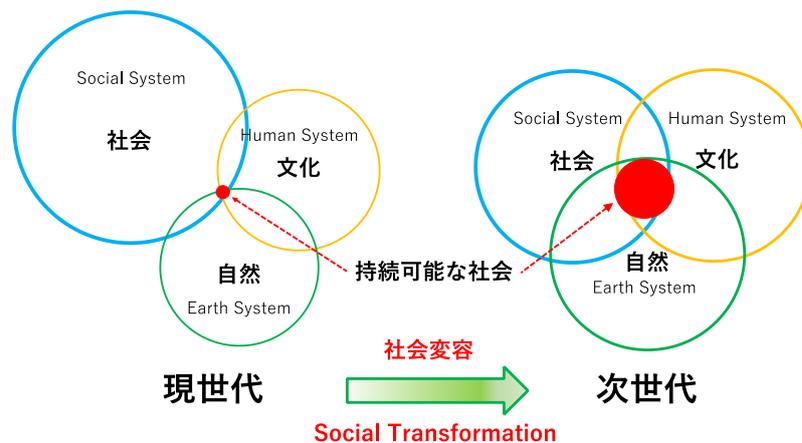


図1. 自然，社会，文化の調和がとれた持続可能な社会の実現，すなわち“望ましい社会”への変容に貢献する実践的学問が「サステナビリティ学 (Sustainability Science)」である。

このような知識の集積は，分野横断的であり，そして新たなテクノロジーや革新的なプロセスが含まれる。グローバル化された社会の中で，複数の要因が複雑に絡み合っ生じている問題を理解し解決策を講じるためには，一つの専門分野だけを深く学修するだけでは不十分であり，文系や理系の枠を超え，課題解決型の学際的な学修を通じて俯瞰的な観点から問題の本質を理解する力を身に付ける必要がある（図2）。サステナビリティ学においては，まず持続可能な社会を実現するために問題となっている「課題」を設定し（ステップ1），その課題が発生している要因について調査・分析を行う（ステップ2）。従来の個別の学問では，その学問分野の中で扱う“要因”のみを深く調べることで研究を終える傾向にあったが，「サステナビリティ学」におけるアプローチでは，複数の要因を抽出した上で同等な評価を行うと同時に，その要因の背景をそれぞれの学問分野の視点や解析手法を用いて，分野横断的に追求して行く（ステップ3）。課題ごとに取り扱うべき分野を「オーダーメイド」的に選択することで，その解決策を，自然，社会，文化の融合解から見出すアプローチが「サステナビリティ学」の特徴である。

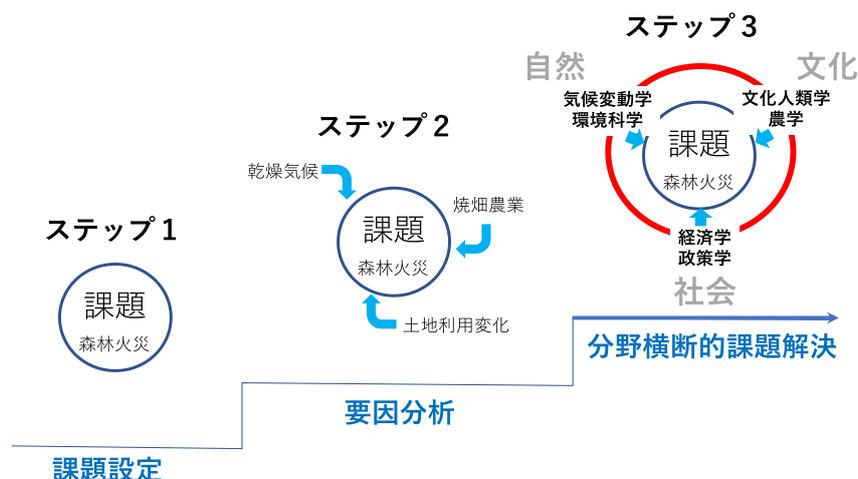


図2. サステナビリティ学における段階的な分野横断的アプローチの一例。ここでは熱帯地域において近年増加している森林火災に対する管理を課題にあげている。

グローバルSDGsプログラムは、国際的な広い観点から持続可能な社会の実現に必要なサステナビリティ学を学び、自然科学と社会科学を融合した分野横断的なアプローチによって問題解決能力を身に付け、持続可能社会の構築・SDGsの達成に貢献できる人材を育成することを目的とし、理工学研究科と人文社会芸術総合研究科の連係により編成される。富山大学では、北東アジア地域を対象に持続可能な社会の在り方を探究するため、経済、社会、環境の総合的な地域研究を推進する学内共同教育研究施設「極東地域研究センター」を2001年に設置した。経済学部と理学部の連携により省令化施設として誕生した当センターは、設立から20年を迎え、これまで経済、社会、環境の分野横断的研究を国内外で牽引してきており、その研究成果の一部は富山県が提唱する「日本海学」という形で本学の教養教育の中で還元している。北東アジア学術ネットワークをはじめ数多くの部局間交流協定を締結し、海外の教育研究機関との間で豊富な交流実績がある。一方、1993年に設置された理学部生物圏環境科学科は、化学、生物学、地学を融合した環境科学に基づく教育研究を28年にわたり実践してきており、富山県が有する高低差4,000mの自然環境を活用した環境科学分野において豊富な教育研究実績がある。また、大学院理工学教育部生物圏環境科学専攻には、多くの留学生が在籍してきた。これまで分野横断的な教育研究を実践してきた研究推進機構極東地域研究センターと大学院理工学教育部生物圏環境科学専攻を主たる母体とし、両組織の教員が結集してサステナビリティ学を実践する学位プログラムを編成する。

(7) 持続可能社会創成学環の人材養成目的とディプロマ・ポリシー、プログラムの編成

持続可能社会創成学環は、持続可能な社会の構築に必要な理工学及び社会科学の学際的な理論及び学際的応用を教授研究し、その深奥を学び、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力及び倫理観を培い、持続可能社会の構築に貢献する人材の

育成を目的とする。

この目的の下、「地域」と「地球規模」の両方の視点から「持続可能社会」の実現のための様々な課題を解決できる高度専門職業人を養成する。

【修了認定・学位授与の方針】

本学環では、本学大学院の教育目的に基づき、所定の課程を修め、以下に示す学修成果を上げた者に、修士の学位を授与する。

【到達目標及び到達指標】

基盤的能力	<p>【学修成果】 持続可能な社会の構築に必要な学問分野の基盤となる豊かな学識、グローバルに活躍するための基礎となる英語力および論理的思考力を備え、様々な課題を多面的な視点で捉える俯瞰力を身に付けている。</p>
	<p>【到達指標】 豊かな学識、英語力、論理的思考力及び様々な課題を多面的な視点で捉える俯瞰力を身に付けていること。</p>
専門的学識	<p>【学修成果】 持続可能な社会の構築と課題の解決に必要な学問分野における専門知識、研究能力及び高度の専門性を要する職業に必要な実践的能力を身に付けている。</p>
	<p>【到達指標】 専門知識、研究能力及び高度の専門性を要する職業に必要な実践的能力を身に付けていること。</p>
倫理観	<p>【学修成果】 高度専門職業人・研究者として活動するうえで必要な倫理観、規範意識を身に付けている。</p>
	<p>【到達指標】 倫理観、規範意識を身に付けていること。</p>
創造力	<p>【学修成果】 持続可能な社会を構築するために解決が必要な諸課題について、自らが新たなる知を創造し、その知から更なる価値を生み出す能力を身に付け、社会が直面する様々な課題に新たな解決策を示すことができる。</p>
	<p>【到達指標】 新たなる知を創造し、その知から更なる価値を生み出す能力を身に付け、社会が直面する様々な課題に新たな解決策を示すことができること。</p>

本学環は、文系、理系の枠を超えた幅広い分野の教員が参画する2つのプログラムから構成される。プログラムと授与される学位は以下の通りである。

社会データサイエンスプログラム	修士（学術）
グローバルSDGsプログラム	修士（サステイナビリティ学）

社会データサイエンスプログラムは、主として「地域」に着目し、データサイエンスやAIを活用した課題解決ができる人材の育成を目的とする。グローバルSDGsプログラムは、主として「地球規模」の視点から、自然科学と社会科学を融合した分野横断的なアプローチによって「持続可能社会」の実現に向けた課題解決ができる人材を育成する。

（８）各プログラムの人材養成目的、ディプロマ・ポリシー及び修了後の進路

学位を授与するプログラムごとに、人材養成目的、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーを表1のとおり定める。また、想定する修了後の進路をあわせて示す。

表1. 持続可能社会創成学環における教育目標

社会データサイエンスプログラム	
人材養成目的	人口減少超高齢化および地球温暖化、デジタルサイエンスの発展という時代背景のもと、データサイエンス、AIを活用して経済発展と社会的課題の解決を両立する「持続可能社会」を実現する。
養成する人材像	現代社会にあふれるデータを適切に読み解くことで地域の課題発見・解決を行うとともに、そこから新しい価値を創造して地域活性化やSDGs達成に貢献する高度専門職業人。
ディプロマ・ポリシー	<p>持続可能社会創成学環は、持続可能な社会の構築に必要な理工学及び社会科学の学際的な理論及び学際的応用を教授研究し、その深奥を学び、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力及び倫理観を培い、持続可能社会の構築に貢献する人材の育成を目的としている。</p> <p>この教育上の目的に基づき、現代社会にあふれるデータを適切に読み解くことで課題発見・解決を行うとともに、そこから新しい価値を創造できる力を身に付け、以下に示す学修成果を上げた者に、修士（学術）の学位を授与する。</p> <p>【基盤的能力】 基盤となる学識、社会で活躍するためのコミュニケーション力および論理的思考力を備え、様々な課題を多面的な視点で捉える俯瞰力を身に付けている。</p> <p>【専門的学識】 課題解決に必要な専門知識、研究能力および高度専門職業人に必要な実践的能力を身に付けている。</p> <p>【倫理観】 高度専門職業人として活動する上での倫理観、規範意識を身に付けている。</p>

	<p>【創造力】 現代社会のデータを適切に読み解くことで課題発見・解決を行うとともに、そこから新しい価値を創造することができる。</p>
修了後の進路	官公庁や企業におけるデータサイエンティスト

グローバルSDGsプログラム	
人材養成目的	国際的な広い観点から持続可能な社会の実現に必要なサステナビリティ学を学び、自然科学から社会科学に至る分野横断的なアプローチによって問題解決能力を身に付け、持続可能社会の構築・SDGsの達成に貢献できる人材を育成することを目的とする。
養成する人材像	持続可能な社会を構築するために解決が必要な諸課題について、自らが新たな知を創造し、その知から更なる価値を生み出す能力とグローバルに活躍するための基礎となる英語力を身に付け、社会が直面する様々な課題に新たな解決策を示すことができる人材。
ディプロマ・ポリシー	<p>持続可能社会創成学環は、持続可能な社会の構築に必要な理工学及び社会科学の学際的な理論及び学際的応用を教授研究し、その深奥を学び、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力及び倫理観を培い、持続可能社会の構築に貢献する人材の育成を目的としている。</p> <p>この教育上の目的に基づき、持続可能な社会を構築するために解決が必要な諸課題について、自らが新たな知を創造し、その知から更なる価値を生み出す能力とグローバルに活躍するための基礎となる英語力を身に付け、以下に示す学修成果を上げた者に、修士（サステナビリティ学）の学位を授与する。</p> <p>【基盤的能力】 サステナビリティ学分野の基盤となる豊かな学識、グローバルに活躍するための基礎となる英語力および論理的思考力を備え、様々な課題を多面的な視点で捉える俯瞰力を身に付けている。</p> <p>【専門的学識】 サステナビリティ学分野における専門知識、研究能力および高度の専門性を要する職業に必要な実践的能力を身に付けている。</p> <p>【倫理観】 研究者・技術者として活動するうえでの研究倫理に関する規範意識を身に付けている。</p> <p>【創造力】 持続可能社会を構築するために解決が必要な諸課題について、自らが新たな知を創造し、その知から更なる価値を生み出す能力を身に付け、社会が直</p>

	面する様々な課題に新たな解決策を示すことができる。
修了後の 進路	国内外官公庁、国連・国際 NGO 等の国際機関、地方自治体、教育機関、多国籍製造業、金融業（ESG 投資関連企業）、CSR 企業、研究機関、博士後期課程進学

データサイエンスのスキルやサステナビリティ学を習得した人材は、現代社会が抱える新しく難解な課題に対して、新たな技術や新しい考え方に基づき、多角的視点から問題の本質を見抜いた上で、現時点での一つの解決策を提示する能力を身に付けている。持続可能社会を目指して経済社会活動を変容させる必要がある現代と将来において、このような人材の需要は高く、本学環を修了した学生の進路は多岐に亘ることが予想される（図3）。具体的には、社会を持続可能な形に変容させる政策を立案する責務を有する国内外官公庁、国連や国際NGO等の国際機関、地方自治体、教育機関、サプライチェーンを展開する多国籍製造業、地元企業、ESG投資関連企業を含む金融業、CSRを重んじる様々な業種の企業等の高度専門職業人である。また、新しい学問分野であるデータサイエンスやサステナビリティ学をさらに発展させるため、専門性の高い研究者を目指して博士後期課程へ進学する日本人学生や外国人留学生も一定数いることが予想される。



図3. 課題に対する分野横断的アプローチを通じて解決策を提示する「社会データサイエンス」「サステナビリティ学」を身に付けた人材を社会に輩出。修了後の進路は、社会を持続可能な形に変容させる、国内外官公庁、地方自治体、関連企業、教育機関、研究者等、様々である。

(9) 研究対象とする主たる学問分野

1) 社会データサイエンスプログラム

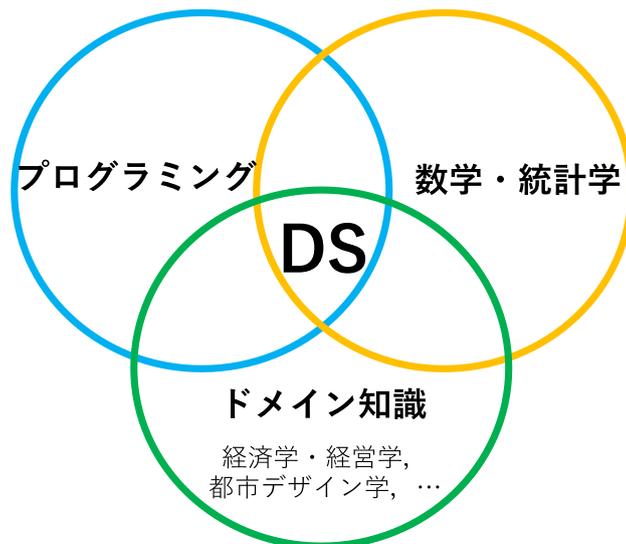


図4. データサイエンス (DS) の概念図。

本プログラムは、現代社会にあふれるデータを適切に読み解くことで地域の課題発見・解決を行うとともに、そこから新しい価値を創造して地域活性化やSDGs達成に貢献する人材の育成を目指している。学生たちは、富山市をはじめとする地域の自治体、企業のオープンデータを活用して、地域の課題発見に取り組む。そのため、データ取得、分析するためのデータサイエンス、データエンジニアリングの基礎を身に付けるとともに、データの意味を読み解くための特定分野（ドメイン）の知識が必要である（図4）。また、その課題解決のアプローチもまたドメイン知識を必要とする。この特定分野に制限はないが、本プログラムでは、主として都市デザイン学、経済学・経営学およびその周辺分野と設定している。学生は、都市デザイン学あるいは経済学・経営学の研究として地域課題の解決策に取り組む。

本プログラムは、情報科学、都市デザイン学、経済学を主たる学問分野としている。教育する分野は、情報センシング、機械学習、空間統計学、社会調査法、計量経済学、応用計量経済学、金融の計量経済分析、オペレーションズ・リサーチ、数理計画法、人的資源管理論、都市・地域計画、都市・交通政策、都市・建築環境、災害情報などを網羅している。

2) グローバル SDGs プログラム

本プログラムにおいては、現代社会が抱える課題に対して解決策を示すことができるように、自然科学から社会科学まで分野横断的にサステナビリティ学を学んでいくが、その中でも中心となる学問分野は、経済学、経営学、地域研究、法政策学、国際関係論、生態学、地球化学、分析化学、環境物理学、害虫管理学などである。

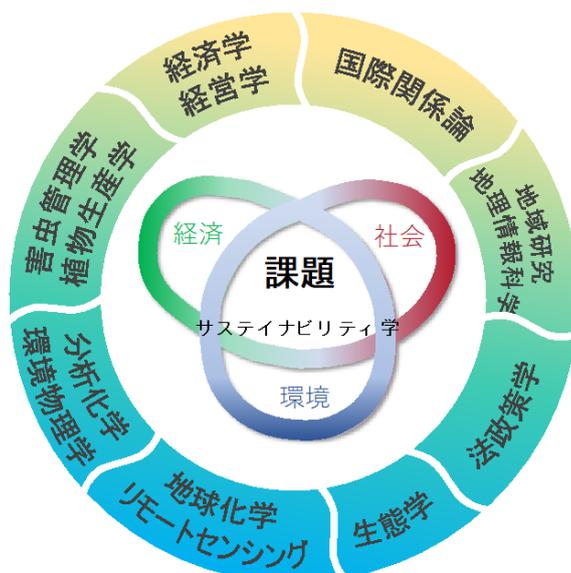


図5. 研究対象とする主たる学問分野と学際的アプローチによるサステナビリティ学の推進により本学が目指す「人」と「地」の健康」の課題に取り組む。

これらの学問分野については、人文社会芸術総合研究科の共創経済プログラムや理工

学研究科の地球生命環境科学プログラムとの関係により提供される。この関係により、産業や社会等の課題を中心として扱う“人”に関係する領域と、水や食、そして生態系等の課題を中心に扱う“地”に関係する領域を網羅することが可能となり、本学が目指す「“人”と“地”の健康」の達成のために必要な教育研究体制を整える。図5に示したような主たる学問分野の特徴から、本プログラムで取り扱うSDGsの課題としては、15番「緑の豊かさを守ろう」(生態学・法政策学)、11番「住み続けられるまちづくりを」(経済学・地域研究)、6番「安全な水とトイレを世界中に」(地球化学・分析化学)、13番「気候変動に具体的な対策を」(地球化学・法政策学)、9番「産業と技術革新の基盤を作ろう」(環境物理学・分析化学)、2番「飢餓をゼロに」(害虫管理学・国際関係論)、以上の6課題に対して特に重点的に取組むこととする。

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本学環が、課題解決型の高度専門職業人の育成に力を入れていること、関係元の人文社会芸術総合研究科に博士課程の具体的な計画が未だないことから、現在は修士課程までの構想としている。一方で、本学環では、社会的ニーズの高いデータサイエンスや国際的ニーズの高いサステナビリティ学の今後の発展性やリカレント教育体制のさらなる整備、留学生にも履修しやすいカリキュラムのさらなる充実を図ることなどから、博士課程への進学を希望する学生が現れる可能性がある。本学環の設置後、速やかにニーズ調査を行い、博士課程設置の可能性を探る。理工学系や境界領域である地域研究及び地理情報科学などの分野については、本学で設置を計画している理工学研究科の博士課程での受け入れも検討する。博士課程への進学希望者に対しては、進学先の情報や準備すべき学修内容を指導する体制を整備する。

3. 学環・プログラムの名称及び学位の名称

(1) 学環の名称及びその理由

本学環は、「地域」と「地球規模」の両方の視点から「持続可能社会」の実現に向けて、様々な課題を解決できる人材を養成することを目的としている。本学環の名称を「持続可能社会創成学環」としたのは、本組織の教育研究目的を前面に出すことで、そのミッションを分かりやすくアピールするためである。

本組織は、富山大学の理工学研究科と人文社会芸術総合研究科が関係して設置するものである。中心となるのは、理工学研究科の都市・交通デザイン学プログラム及び地球生命環境科学プログラムと人文社会芸術総合研究科の共創経済プログラムであるが、数理情報学プログラム、マテリアル科学工学プログラム、人文・芸術プログラムなど多くのプログラム担当教員が参画する。このような多くの分野が融合して教育研究を行う組織として、「学環」という名称を用いることとした。「学環」は、多くの分野が融合して行う教育研究組織を表すものとして、以下に挙げる大学で使用されている。

東京大学大学院 情報学環・学際情報学府
京都大学大学院 教育学研究科 教育学環専攻
静岡大学 地域創造学環

英語名称は、内容を的確に表現することと国際的通用性を考慮して、Graduate School of Sustainability Studiesとする。

(2) プログラム及び学位の名称とその理由

1) 社会データサイエンスプログラム

本プログラムは、社会の課題をデータサイエンスや人口知能 (AI) を活用して解決できる人材の育成を目指している。このようなデータサイエンスを活用した社会の課題解決は、社会データサイエンス (Social Data Science) と呼ばれている。したがって、プログラムの名称としては「社会データサイエンスプログラム」が最もふさわしい。英語名称は、内容を的確に表現することと国際的通用性を考慮して、Graduate Program of Social Data Science とする。同様の名称をもつ教育プログラムや組織としては、

Master of Science in Social Data Science

University of Oxford, University of Essex (UK)

University of Copenhagen, University of Aalborg (Denmark)

Center for Social Data Science

University of Helsinki (Finland), University of Maryland (USA)

などがある。

本プログラムの学位名称を「修士 (学術)」とする。既存の経済学部、都市デザイン学部を基礎とし、データサイエンス・AI を活用して地域の課題発見・解決、地域の新しい価値創造を目指すものである。文理の枠を超えて地域課題に取り組む本学環の学位名称に対して、特定の学問分野を想起させる名称を付すことは適切ではなく、「修士 (学術)」が適切である。学位の英語名称は、内容を的確に表現することと国際的通用性を考慮して Master of Social Data Science とする。

2) グローバル SDGs プログラム

持続可能な社会の実現に必要な学問であるサステナビリティ学をグローバルな視点で展開させて、SDGsで取り上げられている課題に取り組み、解決策を見出すことを目的に「グローバルSDGsプログラム」と名付けた。ここでの“グローバル”は、複数の意味を表している。国際的強調主義を重視し、国内だけの課題に目を向けるのではなく、留学生の出身国等も含めた海外にも着目し、文化の多様性、ダイバーシティを尊重した上で、国際的に活躍できる人材を育成するため、グローバルを冠した名称を採用している。英語名称は、Graduate Program in Global Sustainability Scienceである。

学位に付する専攻分野名称である「サステナビリティ学」については、UNESCOが

ガイドラインをまとめて公表しているように、「社会が持続可能性に関する世界的・地域的課題により上手く取り組めるようになるための、新たな知識、技術、イノベーションや全体的理解を生み出す研究と教育である」と定義されている。UNESCOが高等教育機関におけるサステナビリティ学の主流化を強く推奨しているように、本プログラムでは超学際的アプローチを重視し、課題解決型の教育カリキュラムと演習や特別研究を通じて、SDGsの課題の少なくとも1つ以上をテーマに選び修士論文を作成する。本プログラムの関係元の研究科は、理工学研究科と人文社会芸術総合研究科であり、この二つの研究科に所属する教員から提供される超学際的な教育カリキュラムにおいて、所定の課程を修めた者には、修士（サステナビリティ学）（Master of Sustainability Science）の学位を授与する。国内外における類似の学位名を表2に示す。富山大学の学位名称（日本語）は東京大学及び法政大学と同様であるが、法政大学における学位名称（英語）では文系の名称（Master of Arts）を用いている点が異なる。サステナビリティ学を国際的に牽引している国連大学（東京）、アリゾナ州立大学（米国）、ロイファナ大学（独国）では、文系あるいは理系のいずれかの枠の中で学位を与えている。本プログラムでは、自然科学（Natural Science）と社会科学（Social Science）の融合分野としての「サステナビリティ学」の位置付けをより明瞭に示すため、両者の領域を統合した英語名として「Sustainability Science」を採用し、学位名称に用いる。

表2. 国内外におけるサステナビリティ学プログラムの学位名称

大学	大学院組織	学位名称（日本語）	学位名称（英語）
富山大学（本プログラム）	大学院持続可能社会創成学環	修士（サステナビリティ学）	Master of Sustainability Science
東京大学	大学院新領域創成科学研究科	修士（サステナビリティ学）	Master of Sustainability Science
法政大学	大学院公共政策研究科	修士（サステナビリティ学）	Master of Arts (Sustainability Studies)
国連大学（UNU）	大学院サステナビリティ学位プログラム		Master of Science in Sustainability
Arizona State University	Graduate sustainability degree program		Master of Arts in Sustainability, Master of Science in Sustainability
Leuphana University	Masters Programme in Global Sustainability Science		Master of Science in Global Sustainability Science

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成に関する全学的方針

本学は、「地域と世界に向かって開かれた大学として、生命科学、自然科学と人文社会科学を総合した特色ある国際水準の教育及び研究を行い、人間尊重の精神を基本に高い使命感と創造力のある人材を育成し、地域と国際社会に貢献するとともに、科学、芸術文化、人間社会と自然環境との調和的発展に寄与する」ことを理念としている。

富山大学大学院では、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示した能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。授業は講義・演習・実験・実習・実技の様々な方法・形態等により行い、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。その評価は各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。

(2) 教育課程の編成の考え方及び特色

持続可能社会創成学環では、修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる4つの能力（基盤的能力、専門的学識、倫理観、創造力）を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。

本学環の教育課程の特色は、「持続可能社会」の実現に向けた課題解決ができる人材を養成することを目的として、現代社会が直面する課題に対して「地域」と「地球規模」の両方の視点から、文系、理系の広い分野の科目を開設することである。本学環は、主として、社会科学（経済学、経営学）及び理工学（環境科学、都市デザイン学）分野の教員から構成されており、「持続可能社会」の課題解決に際して、常に社会・環境・経済の視点から考えられるように授業科目を開設している。

学生は、幅広い知識を身に付ける大学院共通科目、「持続可能社会」に関する幅広い知識や実践力を身に付ける学環共通科目、課題解決のために必要な専門的な知識や技術を身に付ける学環専門科目により、普遍的能力と専門的能力を身に付け、複数指導教員による多面的な視点による研究指導を受ける。

本学環では、学生自身が設定した課題に対して、分野横断的な学修を重視している。そのため、講義や演習、実習による学修に重きを置いたカリキュラムを両プログラムに共通して設けている。特別研究に配分される時間が従来のカリキュラムに比べて少ないため、授業計画が設計しやすく、結果として社会人を対象とした学び直しのニーズにも対応可能である。グローバルSDGsプログラムにおいては、特別研究による学修を重視した従来型のカリキュラムも同時に用意しており、学生のニーズに応じて選択が可能なカリキュラム編成となっている。

1) 大学院共通科目

大学院共通科目は、大学院全体で、学問分野を問わず共通の内容の授業を提供することで、専門分野以外の幅広い基礎的能力や俯瞰的なものの見方、コミュニケーション能力、

倫理観等を身に付けた人材を育成することを目的に、全学共通で設定される授業科目群である。

授業科目としては、「研究倫理」、「科学技術と持続可能社会」、「地域共生社会特論」、「研究者としてのコミュニケーション:基礎と応用」、「アート・デザイン思考」、「英語論文作成Ⅰ」、「英語論文作成Ⅱ」、「データサイエンス特論」、「キャリア教育」及び「知的財産法」の10科目（いずれも1単位）を開設する。

本学環は「研究倫理」、「科学技術と持続可能社会」を必修科目とする。「地域共生社会特論」、「研究者としてのコミュニケーション:基礎と応用」、「アート・デザイン思考」、「英語論文作成Ⅰ」、「英語論文作成Ⅱ」、「データサイエンス特論」、「大学院生のためのキャリア教育」及び「知的財産法」の8科目は選択科目とし、2科目以上選択する。

2) 学環共通科目

以下のような、「持続可能社会」の実現について学修する科目、グループワークファシリテーションの技術や「アントレプレナーシップ」を養成する科目、官公庁や企業の現場で自らの学びを実践する科目等を共通科目として設定する。

「持続可能社会」の実現に関連する科目では、現代社会が直面している課題について、「地域」と「国際」の両方の視点から、さらに超学際的な視点から学修し、文系・理系の枠を超えた「持続可能社会」の創成に関する幅広い知識を身に付ける。これらの多くの講義は専門の異なる教員から成るオムニバス形式で実施される。

「持続可能社会創成学概論」

SDGsの17の目標の理解と理工学、社会科学の役割を理解する。

「文化の多様性と持続可能社会」

文化の多様性を認め、持続可能社会の構築に必要な地域性と国際性を学修する。

「サステナビリティ環境科学」

持続可能社会形成に必要な環境科学を学修する。

「サステナビリティ国際政治経済学」

持続可能社会形成に必要な政治経済学を学修する。

「デザイン思考」

多様な他者と協働し課題解決を行うグループワークやファシリテーションの技術を学修する。

「アントレプレナーシップ論」

新しい事業のリーダーに求められるものを学修する。

「インターンシップ」

官公庁や企業の現場において自らの学びを実践する。

表3：大学院共通科目と学環共通科目

科目の区分		科目
大学院共通科目	講義	研究倫理，科学技術と持続可能社会，地域共生社会特論，研究者としてのコミュニケーション：基礎と応用，アート・デザイン思考，英語論文作成Ⅰ，英語論文作成Ⅱ，データサイエンス特論，大学院生のためのキャリア形成，知的財産法
学環共通科目	講義	持続可能社会創成学概論，文化の多様性と持続可能社会，サステイナビリティ環境科学，サステイナビリティ国際政治経済学，デザイン思考，アントレプレナーシップ論
	実習	インターンシップ

3) 学環専門科目

ア. 社会データサイエンスプログラム

学環専門科目は，①基盤科目，②実践科目，③ドメイン科目，④特別研究から構成される。

- ① 基盤科目は，データサイエンスの基礎となる数学，統計学，情報科学について学修する講義科目であり，「線形代数特論」，「数理統計学特論Ⅰ」，「数理統計学特論Ⅱ」，「情報科学特論」，「サイバーフィジカルシステム特論」，「情報センシング特論」を開講する。
- ② 実践科目は，データの取得および分析の方法，その応用について学修する科目であり，「最適化問題特論」，「時系列解析特論」，「確率過程特論」，「機械学習特論Ⅰ」，「機械学習特論Ⅱ」，「空間統計特論Ⅰ」，「空間統計特論Ⅱ」，「テキストマイニング特論」，「計量経済学特論Ⅰ」，「計量経済学特論Ⅱ」の講義科目，および「社会データサイエンス特論演習A」，「社会データサイエンス特論演習B」の演習科目を開講する。
- ③ ドメイン科目は，課題解決に必要な特定分野の知識（ドメイン知識）について学修する講義科目であり，各学生が設定した「解決すべき課題」に応じて，他研究科で実施する専門科目を受講するものである。都市デザイン学に関するドメイン知識を得るための科目（都市デザイン学系）は，「都市・地域計画特論」，「持続可能な社会に資する交通特論」，「自然災害学特論」，「災害情報学特論」など9科目，経済学・

経営学に関するドメイン知識を得るための科目（社会科学系）は、「地域社会学特論Ⅰ」、「地域社会学特論Ⅱ」、「経営学特論Ⅰ」、「経営学特論Ⅱ」、「現代経済理論特論Ⅰ」、「現代経済理論特論Ⅱ」など18科目である。

- ④ 特別研究科目は、地域課題の発見・解決を実践する必修科目である。修士課程1年次には、「社会データサイエンス特別演習Ⅰ」と「社会データサイエンス特別研究Ⅰ」において、データ分析を通じた地域課題の発見に取り組む。特別研究は、各学生が主・副指導教員の指導の下で実施する。また、定期的に他の教員や学生に対して進捗状況を報告する機会を設ける。特別演習では、特別研究で用いるデータの取得法や分析法について演習を通して学修する。修士課程1年次終了時には、特別研究の成果発表会を行う。修士課程2年次には、「社会データサイエンス特別演習Ⅱ」と「社会データサイエンス特別研究Ⅱ」において、1年次に発見した地域課題について解決に取り組む。特別研究は各学生が主・副指導教員の指導の下で実施する。特別演習ではデータの取得法や分析法について演習を通して学修する。修士課程2年次終了時には、特別研究Ⅱの成果を修士論文発表会で発表する。

表4：社会データサイエンスプログラムにおける学環専門科目

基盤科目	講義	線形代数特論, 数理統計学特論Ⅰ, 数理統計学特論Ⅱ, 情報科学特論, サイバーフィジカルシステム特論, 情報センシング特論
実践科目	講義	最適化問題特論, 時系列解析特論, 確率過程特論, 機械学習特論Ⅰ, 機械学習特論Ⅱ, 空間統計特論Ⅰ, 空間統計特論Ⅱ, テキストマイニング特論, 計量経済学特論Ⅰ, 計量経済学特論Ⅱ,
	演習	社会データサイエンス特論演習A, 社会データサイエンス特論演習B
ドメイン科目	講義	<p>【都市デザイン学系】</p> <p>都市・地域計画特論, 持続可能な社会に資する交通特論, 自然災害学特論, 災害情報学特論, 数値シミュレーション特論, 都市・建築環境特論Ⅰ, 都市・建築環境特論Ⅱ, 都市・建築設備特論Ⅰ, 都市・建築設備特論Ⅱ</p> <p>【社会科学系】</p> <p>地域社会学特論Ⅰ, 地域社会学特論Ⅱ, 経営学特論Ⅰ, 経営学特論Ⅱ, 現代経済理論特論Ⅰ, 現代経済理論特論Ⅱ, 応用計量経済学特論Ⅰ, 応用計量経済学特論Ⅱ, 金融の計量経済分析特論Ⅰ, 金融の計量経済分析特論Ⅱ, 数理計画法特論Ⅰ, 数理計画法特論Ⅱ, 財政学特論Ⅰ, 財政学特論Ⅱ, 社会調査法特論Ⅰ, 社会調査法特論Ⅱ, オペレーションズ・リサーチ特論Ⅰ, オペレーションズ・リサーチ特論Ⅱ</p>
特別研究科	実験	社会データサイエンス特別演習Ⅰ

目	実習	社会データサイエンス特別演習Ⅱ 社会データサイエンス特別研究Ⅰ 社会データサイエンス特別研究Ⅱ
---	----	---

イ. グローバル SDGs プログラム

グローバル SDGs プログラムは、国際的な広い観点から持続可能な社会の実現に必要なサステナビリティ学を学び、分野横断的なアプローチによって問題解決能力を身に付け、持続可能社会の構築・SDGs の達成に貢献できる高度専門職業人を育成する。そのため、i) 基礎となる理学・人文科学・社会科学の知識を学修でき、ii) 実践的なデータ分析能力と、iii) 俯瞰的な観点から問題の本質を理解し、課題解決能力を身につけられる、国際水準の教育・研究を実施する必要がある。このような教育・研究を実施するために、専門分野の異なる多様な教員による分野横断的な講義や演習、実習、課題解決型の特別研究を開設する。

本プログラムのカリキュラムの特色は、次の2点になる。

i) 多様化する社会の学び直しのニーズに対応するために、従来型の特別研究を重視したコース（先端研究トラック（表5-1））に加えて、より広範な分野を学修する講義・演習を重視したコース（実践研究トラック（表5-2））を用意している。

ii) 海外からの日本語未習得留学生在が英語のみの講義・実習等で単位取得ができるように、日英バイリンガルのカリキュラムを編成している。日本語未習得である海外からの留学生在を積極的に入学させ、日本人学生と一緒に学び、異なる文化を相互に理解することで、国際感覚を涵養することを期待する。すべての講義資料は日英表記で作成され、講義は基本的に英語・日本語の両言語で実施する。

本プログラムでは講義科目と演習科目を実施する。学生に幅広く学修させるため、各講義科目は1単位とし、多くの科目を履修させるようにする。

表5-1. 修了要件単位数（先端研究トラック）

科目		必修科目	選択科目	合計
大学院共通科目		2 単位	2 単位以上	4 単位以上
学環共通科目		1 単位	3 単位以上	4 単位以上
学環専門 科目	基盤科目	4 単位	-	4 単位
	実践科目 (講義・演習)	-	7 単位以上	7 単位以上
	実践科目 (実習)	-	1 単位以上	1 単位以上
	特別研究科目	10 単位	-	10 単位
合計		17 単位	13 単位以上	30 単位以上

表5-2. 修了要件単位数（実践研究トラック）

科目		必修科目	選択科目	合計
大学院共通科目		2 単位	2 単位以上	4 単位以上
学環共通科目		1 単位	3 単位以上	4 単位以上
学環専門 科目	基盤科目	4 単位	-	4 単位
	実践科目 (講義・演習)	-	13単位以上	13単位以上
	実践科目 (実習)	-	1単位以上	1単位以上
	特別研究科目	4単位	-	4単位
合計		11単位	19単位以上	30単位以上

本プログラムの学環専門科目は、①基盤科目、②実践科目、③特別研究科目から構成される（表6）。

① 基盤科目は、サステナビリティ学の基礎力を養う科目であり、「サステナビリティ環境理学基礎」、「サステナビリティ経済学基礎」、「アカデミックライティング・コミュニケーション特論」、「サステナビリティデータ解析・GIS 演習」を開講する。経済学と理学の分野融合の学位を授与する上で必須と考えられる科目であり、すべて必修科目とした。

「サステナビリティ環境理学基礎」では、持続可能社会の構築に不可欠な環境対策を理解する上で必要となる環境理学の基礎を学修する。「サステナビリティ経済学基礎」では、持続可能社会の構築に不可欠な経済対策を理解する上で必要となるミクロ経済学とマクロ経済学の基礎を学修する。「アカデミックライティング・コミュニケーション特論」では、超学際的な学問分野であるサステナビリティ学においては、対象となる課題に対して、社会科学的なアプローチと自然科学的なアプローチの両方が求められ、それぞれには科学的表現方法に共通的な部分と特徴的な部分が存在している。この二つの分野における科学論文の構成に関する共通性と異質性を理解した上で、超学際領域における科学論文の構成を知り、サステナビリティ学におけるライティング技術やプレゼンテーション技術の修得を目指す。「サステナビリティデータ解析・GIS 演習」では、社会科学分野と自然科学分野のそれぞれにおいて、必要とされるデータの収集や解析方法の基礎を修得する。また、現代社会が抱える課題を分野横断的に理解する上で、対象地域の景観や空間データの活用は有効なツールであり、そのための画像解析や GIS の技術の基礎を学ぶ。

② 実践科目は、サステナビリティ学に関連する理学系及び社会科学系の専門的知識を学修する科目であり、講義を 25 科目、実習を 4 科目、演習（ゼミナール）を 56 科目、それぞれ開講する。学生は、専門性を深めるための講義を複数選択できると同時に、56 科目ある豊富な演習メニューの中から課題を選択し、海外の大学間学術交流締結校と

の連携による「グローバル SDGs 海外実践実習」等の経験を通じ、持続可能社会の構築に必要な課題解決型の知識と実践的能力を身に付けることができる。試行的に UiT ノルウェー北極大学と連携してノルウェー及び日本国内で実施した共同野外実習・ワークショップの実績があり、その教育効果は確認済みである。

- ③ 特別研究科目は、「サステナビリティ学」分野における課題解決型研究を行う科目である。SDGs が掲げる 17 の目標のうち、少なくとも 1 つ以上に関連する研究課題を設定し、その課題について、学術的および社会的観点から情報収集を行うとともに、文献調査を実施する。このことにより、課題に対する現状を理解した上で、解決のための対策手法を検討する。

なお、多様化する社会の学び直しのニーズにも対応するために、従来型の特別研究を重視したコース（先端研究トラック）に加えて、より広範な分野を学修する、講義・演習を重視したコース（実践研究トラック）を開設する。先端研究トラック（特別研究：10 単位）では、1 年次から 2 年次にかけて、「サステナビリティ先端研究Ⅰ」、「サステナビリティ先端研究Ⅱ」、「サステナビリティ先端研究Ⅲ」、「サステナビリティ先端研究Ⅳ」、「サステナビリティ先端研究Ⅴ」の 5 科目を履修する。一方、実践研究トラック（特別研究：4 単位）では、修士課程の 2 年間において、「サステナビリティ実践研究Ⅰ」および「サステナビリティ実践研究Ⅱ」の 2 科目を履修する。なお、先端研究トラックまたは実践研究トラックの選択は、1 年次の第 1 ターム第 1 週において行う。これらの特別研究は各学生が主・副指導教員の指導の下で実施する。

表 6. 開設する授業科目

科目の区分		科目	
学環専門科目	基盤科目	講義	サステナビリティ環境理学基礎、サステナビリティ経済学基礎、アカデミックライティング・コミュニケーション特論
		演習	サステナビリティデータ解析・GIS 演習
	実践科目	講義 演習	持続可能性・政治・法律、サステナビリティ法政策学、移民研究特論、境界研究特論、経営学特論Ⅰ・Ⅱ、グローバルイゼーション特論Ⅰ・Ⅱ、財政学特論Ⅰ・Ⅱ、国際私法特論Ⅰ、環境産業特論Ⅰ・Ⅱ、気候変動解析学、水環境計測特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、化学海洋学、火山地震化学、サステナビリティ物理学特論：エネルギーと計測技術、植物生態学特論、保全生物学特論、植物生産学特論、総合病害虫管理学、環境法ゼミナール、国際環境法ゼミナール、環境政策学ゼミナール、産業法・特許制度ゼミナール、移民研究ゼミナールⅠ・Ⅱ、境界研究ゼミナールⅠ・Ⅱ、財政学ゼミナールⅠ・Ⅱ、公共経済学ゼミナールⅠ・Ⅱ、環境産業ゼミナールⅠ・Ⅱ、環境経済学ゼミナールⅠ・Ⅱ、組織と人材のマネジメントゼミナールⅠ・Ⅱ、人材開発政策ゼミナールⅠ・Ⅱ、国際政治学ゼミナール、グロ

		<p>ーカル政治経済学ゼミナール, 地球市民社会ゼミナール, グローバリゼーションゼミナール, 気候変動解析学ゼミナール I・II, 同位体地球化学ゼミナール I・II, 環境化学計測ゼミナール I・II, 水処理化学ゼミナール I・II, 水環境計測ゼミナール I・II, 土壤環境計測ゼミナール I・II, 化学海洋学ゼミナール I・II, 水圏化学ゼミナール I・II, 環境物理学ゼミナール I・II, 量子エレクトロニクスゼミナール I・II, 植物生態学ゼミナール, 森林生態管理学ゼミナール, 高山生態学ゼミナール, 保全生物学ゼミナール, 作物遺伝学ゼミナール I・II, 植物分子遺伝学ゼミナール I・II, 共生機能科学ゼミナール I・II, 総合病害虫管理学ゼミナール I・II</p>
	実習	<p>グローバル SDGs 海外実践実習, グローバル SDGs 海外英語実習, 高低差 4000m の共生社会実習, 短期 SDGs インターンシップ</p>
	特別研究科目	<p>先端研究トラック サステナビリティ先端研究 I・II・III・IV・V 実践研究トラック サステナビリティ実践研究 I・II</p>

(3) 持続可能社会創成のカリキュラム・ポリシー

【教育課程編成方針】

持続可能社会創成学環では、修了認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる4つの能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。

【教育課程実施方針】

2年間の学修を通じて、学生が主体的・能動的に学ぶことができるような教育課程を実施する。授業科目としては、必修科目の講義・演習・特別研究に加え、選択科目を開講し、講義・演習・実験・実習の様々な方法・形態により行う。その評価は、各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行うが、多様化する社会の学び直しのニーズにも対応するために、従来型の特別研究を重視したコース(グローバルSDGsプログラムの先端研究トラック)に加えて、より広範な分野を学修する講義・演習を重視したコース(社会データサイエンスプログラム及びグローバルSDGsプログラムの実践研究トラック)を用意し、両者の特徴を考慮した評価を行う。

グローバルSDGsプログラムに在籍する学生は、外国人留学生4名程度と日本人学生6名程度を想定している。講義・演習などの開講科目は基本的には日英バイリンガルで行い、学生によっては英語によって実施される授業のみで学位取得が可能である。また、英語が不得手な日本人学生に関しても、英語に触れながら専門科目を学修することができる。講義、演習科目等をバイリンガル環境で実施することで、学生たちは英語と日本語を時には

駆使しながら共通の課題に取り組む議論することで、国際的な実社会の経験に近い形でサステイナビリティ学を学修することができる。

【学修内容、学修方法及び学習成果の評価方法】

ディプロマ・ポリシーで求められている、「基盤的能力」、「専門的学識」、「倫理観」、「創造力」を修得するために、学修内容、学修方法及び学習成果の評価方法を定める。

基盤的能力	【学修内容】 豊かな学識や俯瞰力を身に付けるために、専門分野以外の学問分野の科目を学修する。また、国際的な情報の理解と発信の基礎となる英語力を身に付ける。
	【学修方法】 持続可能社会創成学環で開講する、全学共通科目及び学環共通科目を履修する。
	【学修成果の評価方法】 各授業において、試験、レポート、発表により評価する。
専門的学識	【学修内容】 持続可能な社会の構築と課題解決に必要な専門知識、研究能力、高度の専門性を有する職業に必要な実践的能力を身に付ける。
	【学修方法】 持続可能社会創成学環で開講する、学環専門科目を履修する。
	【学修成果の評価方法】 各授業において、試験、レポート、発表により評価する。
倫理観	【学修内容】 倫理観及び規範意識を身に付けるために、情報セキュリティ及び研究者倫理に関する知識を身に付ける。
	【学修方法】 大学院共通科目で開講する「研究倫理」を履修する。
	【学修成果の評価方法】 大学院共通科目「研究倫理」で、試験やレポート等を課し成績評価基準に基づき総合的に評価する。
創造力	【学修内容】 専門の研究や発表、議論に取り組むことにより、創造力・問題解決力を身に付ける。
	【学修方法】 特別研究や特別演習を学修し、修士論文作成する。
	【学修成果の評価方法】 最終試験、発表により評価する

(4) 各プログラムのカリキュラム・ポリシー

持続可能社会創成学環のカリキュラム・ポリシーに基づいて、各プログラムの教育課程編

成方針と教育課程実施方針を定める。

1) 社会データサイエンスプログラム

【教育課程編成方針】

社会データサイエンスプログラムでは、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる4つの能力を修得するため、体系的な教育課程を編成する。

【教育課程実施方針】

2年間の学修を通じて、学生が主体的・能動的に学ぶことができるような教育課程を実施する。授業科目としては、必修科目の講義・演習・特別研究・特別演習に加え、選択科目を開講し、講義・演習・実習の様々な方法・形態により行う。その評価は、書く能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。

2) グローバルSDGsプログラム

【教育課程編成方針】

グローバルSDGsプログラムでは、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる4つの能力を修得するため、体系的な教育課程を編成する。

【教育課程実施方針】

2年間の学修を通じて、学生が主体的・能動的に学ぶことができるような教育課程を実施する。授業科目としては、必修科目の講義・演習・特別研究に加え、選択科目を開講し、講義・演習・実験・実習の様々な方法・形態により行う。その評価は、書く能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

本学において、学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとし、学年を前学期と後学期に分けている（2学期制）。さらに、各学期は、前半及び後半に分けることができることとしている（4学期制）。4学期制においては、前学期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後学期の前半を第3ターム、後半を第4タームと称する。

本学の大学院においては、社会人の履修の便宜と在学生の留学又は長期のインターンシップを考慮し、令和4年度に改組する全ての研究科及び学環は、4学期制を取り、授業科目は、原則として1つのタームを単位として開講する。

2年間の学修を通じて、学生が主体的・能動的に学ぶことができるような教育を実施する。授業科目としては、必修科目の講義・演習・特別研究に加え、選択科目を開講し、講義・演習・実験・実習の様々な方法・形態により行う。その評価は、各能力における学修成果の到達目標に対する達成度について、客観的な成績評価基準に基づいて行う。

各プログラムにおいて、各科目は以下のように教育を行う。

大学院共通科目：幅広い知識を身に付ける科目（講義形式で行う）

学環共通科目：文理の枠を超えて持続可能な社会の実現に必要な学問の基盤的知識や技術を身に付ける科目（講義形式と実習形式で行う）

学環専門科目：専門の高度な知識や技術を身に付ける科目（講義形式、演習形式、実験などの各形式で行う）

研究指導：指導教員による修士論文研究の作成に対する指導

（1）教育の方法と履修指導

1）大学院共通科目の実施体制

大学院共通科目の実施については、全学組織である教育・学生支援機構の大学院教務専門会議が主体となってカリキュラム編成を行っている。大学院共通科目の円滑で効果的な実施に当たって、次のルールを設けている。

①開講時期

大学院共通科目は、大学院において普遍的な能力を身に付けるための授業科目であることから、原則として1年次の第1ターム又は第2タームにおいて開講する。

②授業方法

全てのキャンパスの学生及び働きながら学ぶ社会人の履修を考慮し、原則としてオンデマンド型の遠隔授業として開講する。ただし、教育上必要がある場合は、同時配信型の遠隔授業、集中講義型の対面授業等、多様な学生の履修に配慮した方法で開講することができる。

③開講曜日及び時限

原則としてオンデマンド型の遠隔授業で実施することから、開講曜日及び時限は特に定めない。ただし、同時配信型の遠隔授業の開講時限については、多様な学生の履修に配慮することとする。

2）学環共通科目の実施体制

①開講時期

学環共通科目は、文理の枠を超えて持続可能な社会の実現に必要な学問の基盤的知識や技術を身に付ける科目であることから、原則として1年次の第1ターム又は第2タームにおいて開講する。

②授業方法

多様な他者との協働・共創に重きを置くことから、原則として対面授業とし、グループディスカッションやプレゼンテーションなどにより、学生の主体的・能動的な学修を促進する。ただし、教育上必要がある場合は、オンライン配信と対面授業を併用することもある。

③開講時期及び時限

特に定めることはないが、多様な学生の履修に配慮することとする。

3) 学環専門科目の実施体制

①開講時期

専門の高度な知識や技術を身に付ける科目であり、とくに定めることはない。ただし、基礎・基盤的な科目は早い時期に開講することとしている。

②授業方法

原則として対面で講義、演習、実験等を行う。ただし、教育上必要がある場合は、オンライン配信と対面授業を併用することもある。

③開講時期及び時限

特に定めることはないが、多様な学生の履修に配慮することとする。

4) 複数指導体制

研究指導に当たっては、専門の主旨導教員のほかに分野の異なる副指導教員を置き、異なる観点からの研究指導により、分野の枠を超えた広い視野から研究を俯瞰させるとともに、異分野との連携・融合を促す。主旨導教員と副指導教員の決定はカリキュラムの進行に合わせて実施する（表7）。

具体的には次のようである。入学直後に各学生に対して、入試時に希望した1名の主旨導教員を割り当てる。主旨導教員は、学生の興味や目標を実現するために最も関連が深いテーマで研究を行っている専任教員から選出する。学生は主旨導教員の研究室の配属学生となり、その研究室において研究に関する指導を受ける。

主旨導教員は修士課程1年次第1タームの履修開始時に配属学生と面談を行い、年度を通じての授業履修計画について助言を行う。また、グローバルSDGsプログラムの学生は、先端研究トラックか実践研究トラックのいずれかのコースを第1ターム第1週の間に選択する。

表7. カリキュラム進行に沿った複数指導体制

1年入学時	1年第1ターム開始時	1年第1ターム終了時	1年第2～第4ターム	2年第1～第3ターム	2年第4ターム
主旨導教員の決定	授業計画の立案とトラックの選択	研究課題の設定と副指導教員の決定	授業の履修と主・副指導教員の指導による特別研究の実施	授業の履修と主・副指導教員の指導による特別研究の実施	修士論文の作成と学位論文審査

修士課程1年次の学生は、講義・演習・実習科目と特別研究を通して、「社会データサイエンス」及び「サステナビリティ学」を学修するとともに、主指導教員の助言及び履修した授業等を参考にして修士論文の研究テーマを設定する。主指導教員は、当該学生と相談の上、研究テーマに関連性の深い研究を行っている学環の教員から、副指導教員を2名選出するものとするが、必要がある場合は本学大学院の他の研究科の教員の中から選出することができる。なお、学生の興味や目標が変わった場合は、別の教員を副指導教員として選出することも可能とする。この研究テーマの設定と副指導教員の選出は1年次第1ターム末までに実施し、本学環に報告する。研究課題に応じて、自然科学や社会科学の枠にとらわれない研究指導体制を積極的に取り入れ、「社会データサイエンス」や「サステナビリティ学」分野における課題解決型研究プロジェクトとしての修士論文研究を複数教員で指導し、学生の自立的な研究活動を後押しする。さらに、グローバルSDGsプログラムの学生においては、研究課題の内容を鑑み、必要に応じて海外の協定校から副指導教員を選出し、共同研究指導（シングルデグリー型コチュテル）を実施する。この研究指導体制には、現状の閉ざされがちな研究室教育からの脱却という趣旨も含まれている。さらに、パンデミック後の社会への適応を考慮した遠隔の研究指導体制を構築し、これまでとは異なる格段に視座の広いグローバルな研究指導体制を“コチュテル型研究指導”の導入により実現する。このことにより、留学生数の増加を図り、日本人学生と外国人留学生双方にとって効率的なグローバル教育を駆動させる。留学生の入学後の履修指導と生活指導に関しては、主指導教員と国際機構に配置されている教員が全学的に導入されているチューター制度を活用しながら、責任を持って実施する。

修士課程2年次の学生は、「講義・演習・実習科目」を重視する社会データサイエンス特別研究やサステナビリティ実践研究、あるいは「特別研究」を重視するサステナビリティ先端研究のいずれかに応じて必要な科目を履修するとともに、修士論文を作成する。学生は、標準的には2年間の就業年限の最終タームに修士論文を本学環に提出する。本学環が選出した審査委員3人又は4人の審査を受け、さらに公開の場で修士論文を発表する。審査委員の選出方法は後述の学位論文審査体制に記載した通りとする。修了要件を満たしていると認定された場合、当該学生には、修士（学術）あるいは修士（サステナビリティ学）の学位が授与される。

超学際的な学問である「社会データサイエンス」や「サステナビリティ学」において、課題解決型の修士論文研究を行うためには、幅広い知識が必要になるため、事前に主指導教員と相談し、本学環長の許可を得た上で、本学大学院の他の研究科及び他大学の授業科目の履修することができる。

5) 履修指導及び補完履修に対する指導

学内から進学する入学予定者に対しては、入学が決定した後、入試時に希望された主指導教員候補が面談を行い、大学院入学後に希望する研究課題やこれまでの単位取得状況に関する事前ヒアリングを実施する。主指導教員候補は、当該学生に対して、現在の専門

以外の知識の補完が必要かどうか判断し学生に助言を与える。

学外から進学する入学者に対しても、主指導教員候補がオンライン等のシステムを活用して事前ヒアリングを行い、その結果に基づいて知識の補完が必要かどうか判断し助言を行う。

入学後、主指導教員が正式に決定した後、学生は修士課程1年次第1タームの履修開始時に主指導教員と面談を行う。主指導教員は、入学前に実施した知識の補完について確認を行い、授業履修計画について助言を行う。

6) 学位プログラムの決定に関する指導

希望する学位プログラムを指定して入学試験を受験するため、入学時に学位プログラムが決定する。なお、入学前の学位プログラムの選択に当たっては、説明会により学生に対し十分な情報を提供し、必要に応じて個別の相談を受け付ける。

(2) 研究指導科目「特別研究科目」の単位の考え方

1) 社会データサイエンスプログラム

本プログラムでは、修士論文を作成するための実践的な研究を通して、企業や官公庁でデータサイエンティストとして活躍できる人材を育成する。したがって、幅広い知識と技術の修得を重視するため、文部科学省省令第28号「大学設置基準」第21条第3項（「大学院設置基準」第15条）を踏まえ、特別研究科目は「社会データサイエンス特別演習Ⅰ」、「社会データサイエンス特別演習Ⅱ」、「社会データサイエンス特別研究Ⅰ」及び「社会データサイエンス特別研究Ⅱ」の計4単位とし、1年次、2年次ともに90時間以上、合計で180時間以上の学修を求める。

2) グローバルSDGsプログラム

本プログラムでは、修士論文を作成するための実践的な研究か先端的な研究のいずれかを通して、持続可能な社会の実現に貢献でき、様々な分野で活躍できる人材を育成する。

実践研究トラックでは、幅広い知識と技術の修得を重視するため、文部科学省省令第28号「大学設置基準」第21条第3項（「大学院設置基準」第15条）を踏まえ、特別研究科目を「サステナビリティ実践研究Ⅰ」及び「サステナビリティ実践研究Ⅱ」の計4単位とし、1年次、2年次ともに90時間以上、合計で180時間以上の学修を求める。

先端研究トラックでは、高度専門技術者や研究者養成を目的とし、修士研究に重きを置くため、特別研究科目を「サステナビリティ先端研究Ⅰ」、「サステナビリティ先端研究Ⅱ」、「サステナビリティ先端研究Ⅲ」、「サステナビリティ先端研究Ⅳ」及び「サステナビリティ先端研究Ⅴ」の計10単位とし、2年間を通じて、450時間以上の学修を求める。

(3) 履修方法及び修了要件

本学環の修了要件は、2年以上在学し、所定の授業科目について各プログラムの定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとする。なお、優れた研究業績を上げた者については、研究科等の定めるところにより、在学すべき期間を短縮することができる。

各プログラムにおける履修方法及び修了要件は次のとおりである。

1) 社会データサイエンスプログラム

表8：社会データサイエンスプログラムにおける履修方法及び修了要件

科目			単位数
必修 科目	講義	大学院共通科目のうち「研究倫理」及び「科学技術と持続可能社会」 学環共通科目のうち「持続可能社会創成学概論」 学環専門科目の基盤科目「線形代数特論」, 「数理統計学特論 I」, 「数理統計学特論 II」, 「情報科学特論」, 「サイバーフィジカルシステム特論」, 「情報センシング特論」 全6科目	9
	演習	学環専門科目のうち「社会データサイエンス特別演習 I・II」, 「社会データサイエンス特別研究 I・II」	4
選択 科目	講義	大学院共通科目から2単位以上 学環共通科目から3単位以上 学環専門科目の実践科目から8単位以上 学環専門科目のドメイン科目から4単位以上	17以上
合計			30以上

2) グローバルSDGsプログラム

表9：グローバルSDGsプログラムにおける履修方法及び修了要件

科目			単位数
必修 科目	講義	大学院共通科目のうち「研究倫理」及び「科学技術と持続可能社会」 学環共通科目のうち「持続可能社会創成学概論」 学環専門科目の基盤科目「サステイナビリティ環境理学基礎」, 「サステイナビリティ経済学基礎」, 「アカデミックライティング・コミュニケーション特論」全4科目	6
	演習	学環専門科目の基盤科目のうち「サステイナビリティデータ解析・GIS演習」	1
選択	講義,	大学院共通科目から2単位以上	13以上

科目	実験, 実習	学環共通科目から3単位以上 学環専門科目の実践科目から8単位あるいは14単位以上。ただし、学環専門科目の実践科目のうち、「グローバルSDGs 海外実践実習」、「グローバルSDGs 海外英語実習」、「高低差4000mの共生社会実習」、「短期SDGs インターンシップ」から1単位以上を選択必修とする。	あるいは 19以上
	演習	学環専門科目の特別研究科目のうち「サステナビリティ実践研究I, II」4単位、あるいは「サステナビリティ先端研究I~V」10単位	4以上 あるいは 10以上
合計			30以上

(4) 早期修了

本学大学院は、「優れた研究業績を上げた者については、研究科等の定めるところにより、在学すべき期間を短縮することができる。」としており、本学環では、優れた業績を上げたものについては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(5) 修了までのスケジュール及び履修モデル

1) 社会データサイエンスプログラム

本プログラムは、主として本学の都市デザイン学部および経済学部、他大学経済系学部からの入学を想定しており、修了後の進路として、今後需要が増えるであろう官公庁や企業のデータサイエンティストを考えている。1年次に、大学院共通科目、学環共通科目、学環専門科目を履修する。2年次は特別研究科目が中心となる。履修モデルとして、都市デザイン学系学部から進学した場合(2例)と経済系学部から進学した場合(1例)を挙げている(資料1)。

学生は、修士研究として地域課題の発見・解決に取り組む。現実的な課題解決を行うためには、都市デザイン学、経済学両方の視点が必要であるため、どちらのモデルでも都市デザイン学系、経済学系両方のドメイン科目を履修する。

2) グローバルSDGsプログラム

本プログラムは、主として本学の理学部および経済学部、他大学経済系学部からの入学を想定しており、修了後の進路として、国連・国際NGO等の国際機関、官公庁、教育機関、多国籍製造業、金融業などを考えている。1年次に、大学院共通科目、学環共通科目、学環専門科目を履修する。2年次は特別研究科目が中心となる。履修モデルとして、理学系の研究テーマに取り組む先端研究トラックの例、社会学系のテーマに取り組む実践研究トラックの例、文理融合的な研究テーマに取り組む先端研究トラックの例を挙げている(資料1)。

(6) 学位論文の審査体制及び公表方法

(審査体制)

- ・論文審査委員は、3人又は4人（主指導教員1人を含む。）とする。
- ・論文審査委員は、学位論文の内容に関連する分野の教員とする。
- ・主査は、主指導教員以外の教員をもって充てる。
- ・必要があるときは、他の大学や研究機関および企業等の研究者等を論文審査委員にすることができる。

(審査方法)

- ・学位論文の審査を受けようとする者は、学位論文の審査申請を行う。
- ・学位論文の審査申請を行った者は、公開の場において学位論文を発表しなければならない。
- ・論文審査委員は、学位論文の審査及び試験を行う。

(7) 学位論文に係る審査基準

1) 社会データサイエンスプログラム

(評価項目)

1. 社会データサイエンスの分野において意義のある研究目的が設定されていること。
2. 研究目的を達成するための研究方法が分野横断的であり、適切であること。
3. 公開発表会において、発表の内容や質疑応答が適切であること。

(評価基準)

上記の評価項目すべてにおいて修士学位論文の水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格をもって修士の学位論文として合格とする。

2) グローバルSDGsプログラム

学位論文に係る審査基準は、先端研究トラックと実践研究トラックでは異なる。

ア) 先端研究トラック

(評価項目)

1. 先行研究を十分に検討した上で、サステナビリティ学の分野において意義のある研究目的が適切に設定されていること。
2. 研究目的を達成するための適切な研究方法が用いられていること。
3. 当該・関連分野への貢献が期待できる研究内容であること。
4. 公開発表会において、発表の内容や質疑応答の回答が適切であること。

(評価基準)

上記の評価項目すべてにおいて修士学位論文の水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格をもって修士の学位論文として合格とする。

イ) 実践研究トラック

(評価項目)

1. サステナビリティ学の分野において意義のある研究目的が設定されていること。
2. 研究目的を達成するための研究方法が分野横断的であり、適切であること。
3. 公開発表会において、発表の内容や質疑応答の回答が適切であること。

(評価基準)

上記の評価項目すべてにおいて修士学位論文の水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格をもって修士の学位論文として合格とする。

(8) 研究の倫理審査体制

1) 研究者倫理・行動規範

本学の研究者の倫理については、学術研究の健全な環境の確保と信頼性・公正性の向上を目的として、「富山大学研究者倫理・行動規範」(平成18年9月21日)を策定している。

本学の研究者による研究活動における不正行為の防止及び不正行為の問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決を図るため、「富山大学の研究活動における不正防止に関する規則」(平成18年12月26日制定)に基づき、研究業務を担当する理事を責任者として、本学で研究に携わる者の、公正な研究活動を推進している。

また、「富山大学研究不正防止対応計画書」を策定し、研究費等の不正使用防止に向けた取組を実施している。

これらの研究活動上の研究者倫理の向上及び研究費等の不正使用の防止等に関する取組の相互連携を図るために研究不正防止対策推進室を設置し、本学における取組を統括している。

2) コンプライアンス教育及び研究倫理教育

研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止する取組みとして、研究機関においてコンプライアンス・研究倫理教育を実施することにより、研究者の倫理感を醸成することが重要とされており、本学では、全ての研究者を対象に APRIN eラーニング

プログラムを実施している。また、全学生に研究倫理教育の一環として研究倫理教育に関するパンフレットを配布し、教材として活用している。

3) 研究の倫理審査体制

本学には、人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為のための「富山大学医の倫理に関する規則」(資料2)がある。また、人間を対象とする研究(医療を目的とした研究を除く。)のための「富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則」(資料3)の2つの規則を定め、研究者は研究内容に応じ倫理審査を受審している。

6. 基礎となる学部との関係

持続可能社会創成学環の基礎となる学部は、理学部(数学科, 物理学科, 化学科, 生物学科, 生物圏環境科学科), 都市デザイン学部(地球システム科学科, 都市・交通デザイン学科, 材料デザイン工学科), 経済学部(経済学科, 経営学科, 経営法学科)である(図6)。

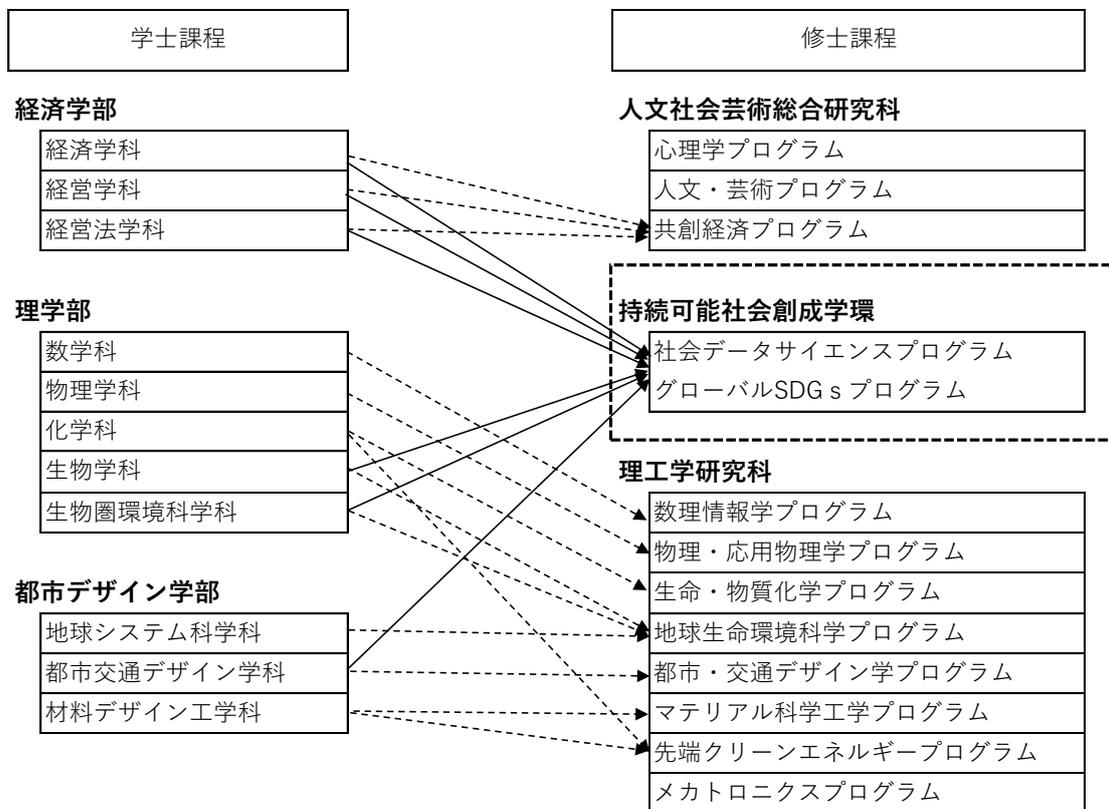


図6. 持続可能社会創成学環の基礎となる学部

7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

(1) 実施場所及び実施方法

本学では、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる方法として、ビデオ会議システムを利用した同時双方向型の授業と学習管理システム(LMS)のMoodleを利用したオンデマンド型の授業を行っている。

(2) 学則等における規定

国立大学法人富山大学大学院学則において以下のとおり規定している。

国立大学法人富山大学大学院学則（抄）

（授業の方法）

第23条の2 授業の方法については、本学学則第61条第1項から第3項までの規定を準用する。

国立大学法人富山大学学則（抄）

（授業の方法等）

第61条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部等及び教養教育院において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部等及び教養教育院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

授業を教室以外の場所で履修させる場合には、遠隔授業システムを利用した大学からの資料や映像の配信など多様なメディアを活用して行い、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む教室以外の場所で受講できるものとする。本講義形態においては、同時かつ双方向に行われるか、そうでない場合は、当該授業の終了後すみやかに十分な指導を併せ行うとともに、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものとし、平成13年文部科学省告示第51号：大学設置基準第25条第2項（大学院設置基準第15条）の規定の要件を満たすものとする。

8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本学では、社会人の受入に対応するため、教育方法の特例として大学院設置基準第14条に基づき、国立大学法人富山大学大学院学則（平成17年10月1日制定）第23条において、「教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」と規定している。また、社会人学生の負担等に配慮し、同学則第25条において、「学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを申し出たときは、研究科等の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。」と規定している。

持続可能社会創成学環では、持続可能な社会を構築するために解決が必要な諸課題に

ついて、自らが新たなる知を創造し、社会が直面する様々な課題に新たな解決策を示すことができる人材を社会に輩出することを目的としている。そこで、経済・社会・環境の相互に関連する課題の解決に取り組んでいる社会人・実務者に対しても、持続可能社会の構築に必要な専門知識を修得できる社会データサイエンスプログラムやグローバルSDGsプログラム実践研究トラックを用意し、社会人学生の受け入れを積極的に推進する。

(1) 修業年限

入学後も社会人として職業を有する学生に対して、最長4年までの期間を限度とする長期履修制度を設ける。本学環修士課程の標準修業年限は2年とするが、主指導教員は社会人学生であることを考慮し、個々人の状況に応じて上記の長期履修制度を活用するなど無理のない適切な履修計画を指導する。なお、長期履修における履修期間は研究の進捗状況により変更することができる。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

社会人学生への履修指導及び研究指導については、主指導教員（1名）と副指導教員（2名）による指導体制で、専門的分野だけでなく境界領域学際的視野からの指導・助言を行う。主指導教員と副指導教員は社会人学生と研究計画の打合せを行い、計画的に履修及び研究ができるよう指導する。このように複数の指導教員制によって、着実に研究計画を遂行できる指導体制を設ける。

また、社会人学生に配慮し、時間外等の学修ができるように履修方法を工夫する。社会人学生の研究指導については、土日等の研究指導の実施も可能とする。

(3) 授業の実施方法

社会人学生から夜間開講や休業期間中の集中講義開講等の申し出があった場合、多様なメディアを高度に利用することで、通常開講以外の時間などで履修しやすい環境を整える。特別演習や特別研究などで社会人学生との個別指導を行うに当たっては、ZOOMやスカイプなどの通信ツールを利用した指導によって、定例の時間帯ではなく相互の事情に合わせて弾力的に実施し、教員と社会人学生の双方の負担軽減に努める。

(4) 教員の負担の程度

本学の大学院においてはクォーター制（1カ年当たり4期）で授業を実施する。従来の Semester制と比較して短い学期ごとの時間割設定が可能になるため、学生の履修進度と教員の教育業務に係る負担の両方を考慮した柔軟なカリキュラムを編成することができる。また、各教員のエフォートを各教員が所属する教員組織である学術研究部の各学系で管理し、教育業務に係る負担が一部の教員に集中しないように調整する。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法

本学環がある五福キャンパスの中央図書館では、表 10 に示す通り、授業期間中は平日 8 時 45 分から 22 時 00 分まで、土・日曜は 10 時 00 分から 17 時 00 分まで開館しており、社会人学生も十分利用可能な体制を整備している。また、本学の総合情報基盤センターでは平日 8 時 30 分から 21 時 00 分まで利用可能な端末室等を、各学部では 24 時間利用可能な端末室等をそれぞれ整備しており、学生はいずれの学部棟に居ても文献調査、データ解析等の学修活動をいつでも容易かつ十分に行うことができる環境が整っている。

表 10. 図書館及び情報処理施設

校地	設置部局	利用可能時間帯	備考
五福キャンパス	附属図書館中央図書館	平日 8:45~22:00 土日 10:00~17:00	図書：約 106 万冊 雑誌：約 2 万種
五福キャンパス	総合情報基盤センター第 1 端末室	平日 8:45~21:00	パソコン：46 台
	総合情報基盤センター第 2 端末室	平日 8:45~21:00	パソコン：61 台
	総合情報基盤センター第 3 端末室	平日 8:45~21:00	パソコン：57 台
	総合情報基盤センター第 4 端末室	平日 8:45~21:00	パソコン：65 台
	理学部教育用端末室情報	24 時間	パソコン：51 台
	経済学部教育用端末室	24 時間	パソコン：51 台
	人間発達科学部教育用端末室	24 時間	パソコン：47 台
	人文学部教育用端末室	24 時間	パソコン：57 台
	工学部教育用第 1 端末室	24 時間	パソコン：56 台
	工学部教育用第 2 端末室	24 時間	パソコン：35 台
工学部教育用第 3 端末室	24 時間	パソコン：108 台	

(6) 社会人特別選抜の実施

入学者の選抜は、口述試験、志望理由書及び成績証明書の成績により、4 年制学部卒業相当の学力、意欲、能力等について評価する。

9. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー

【入学者受入れの方針】

持続可能社会創成学環は、データサイエンスやサステナビリティ学など持続可能社会に関連する学問分野に強い関心と基礎的能力を有し、将来、高度専門職業人として持続可能社会の実現に貢献する意欲のある学生を求める。

【求める資質・能力】

「基盤的能力」

大学卒業程度の基礎学力を持ち、持続可能社会に関連する学問分野に関する広い知識を修得しようとする意欲がある。

「専門的学識」

専門に学ぶ学問分野について、基礎学力を有し、豊かな専門的学識や高度な研究能力を身に付けることで、高度専門職業人として貢献する意欲がある。

「倫理観」

社会の一員としての責任感や倫理観をもって主体的に行動し、持続可能な社会の構築に貢献しようという意識を持っている。

「創造力」

持続可能な社会の構築に向けて、社会が直面する様々な課題に取り組もうという意欲、広い視野、柔軟な思考力を有する。

(2) 入学者選抜の選抜方法

多様な学生を評価できるようにするため複数の受験機会を提供する。

なお、入学者選抜はプログラムごとに行う。各プログラムのアドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)、入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)は次のとおりである。

表 11：持続可能社会創成学環の入学者選抜の概要

社会データサイエンスプログラム	
入学者受け入れの方針	社会データサイエンスプログラムは、基礎的能力及びデータサイエンス・AIの強い学修意欲を持ち、将来、専門知識と技術を活かして持続可能社会の実現に貢献する意欲のある学生を求める。
入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)	<p>社会データサイエンスプログラムは、社会人を積極的に受け入れる意図から、筆記試験は課さずに、総合型入試のみで入学者選抜を行う。各項目において、社会での経験を発揮してほしいと考えている。</p> <p>総合型入試</p> <p>研究計画および履修計画についてのプレゼンテーション、個人面接、グループディスカッションを課し、学士課程までに修得した知識、研究課題及びその解決に必要な知識・スキルを設定する能力、コミュニケー</p>

	ション力, 論理的思考力を総合的に評価する。
--	------------------------

グローバル SDGs プログラム	
入学者受け入れの方針	グローバル SDGs プログラムは, サステイナビリティ学に強い関心と基礎的能力を有し, 将来, 専門知識と技術を活かして持続可能社会の構築に貢献できる技術者・研究者となる意欲のある学生を求める。
入学者選抜の基本方針 (入試種別とその評価方法)	<p>複数の受験機会を提供するとともに多様な学生を評価できるようにするため, 以下の各種の入試を提供する。実施は年2回とし, 秋入学を可能することで, 国内外の学生を広く対象とする。本プログラムでは, 外国人特別入試を導入しない代わりに, 口述試験における使用言語を変えることで外国人留学生の受験にも対応する。また, 本プログラムでは, 人文社会系や理工系の様々な学術分野からの受験生を想定し, 面接・口述試験においては, 社会科学系と理学系の複数名の教員により評価する。さらに, アフターコロナの社会への適応を図るために, 必要に応じてリモートで面接・口述試験を実施することで, 国内外から様々な学問分野の受験生を募り, 受験生への公平性を十分に担保したうえで試験を実施する。</p> <p>一般入試 口述試験及び出願書類 (学業成績証明書, 外部英語試験など) 等を総合して評価する。</p> <p>推薦入試 面接 (学力に関する口頭試問を含む) 及び出願書類等を総合して評価する。</p> <p>社会人特別入試 面接 (学力に関する口頭試問を含む) 及び出願書類等を総合して評価する。</p>

10. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

本学においては, 「“人”と“地”の健康」をスローガンとし, 人文・社会科学, 自然科学の

知を結集させ、様々な形で分野横断的・融合的に「“人”と“地”の健康」について、教育し、研究できる環境の構築を目指し、総合医薬学研究科を始めとした新たな大学院教育組織設けることとしている。新たな教育組織において目指す、分野横断的・融合的な教育を柔軟に、そして機動的に実現するために、教育組織と教員組織を分離する、いわゆる「教職分離」体制を全学的に実現させることが必要と考え、教育組織改組に先行し、令和元年10月に全学の教員が一元的に所属する新たな教員組織として「学術研究部」を設置した。

学術研究部は、具体的な専門分野等により、人文科学系、教育学系、社会科学系、芸術文化学系、理学系、工学系、都市デザイン学系、医学系、薬学・和漢系、教養教育学系、教育研究推進系の11学系により大まかに区分しており、各教育組織は教員の所属組織の枠にとらわれずに、各学系から、各教育組織におけるカリキュラムの教育内容にふさわしい教員を派遣し、教育に当たることが可能となる。

また、学術研究部会議を置き、学長を議長として、学長のリーダーシップの下に、教員業績評価や教員のエフォート管理に関する事項を含めた全学的な教員人事マネジメント機能を担わせている。同様に、各学系に学系会議を置き、学長が統括する学術研究部会議の決定に従って、学系における具体的な教員人事に係る事項を審議している。

本学環は、理工学及び社会科学、それらの関連分野の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための高い学識、卓越した能力、倫理観を培い、持続可能社会の実現に貢献する人材育成を目的としている。このため、本学環には、人文科学系（1名）、教育学系（3名）、社会科学系（15名）、理学系（9名）、工学系（1名）、都市デザイン学系（14名）、薬学・和漢系（1名）、教育研究推進系（2名）と多くの学系から教員が参加しており、専任教員は34名、兼任教員は12名である。

表 12：持続可能社会創成学環担当教員の所属学系別人数

学系	専任教員	兼任教員
人文科学系	1	0
教育学系	1	2
社会学系	10	5
理学系	9	0
工学系	0	1
都市デザイン学系	11	3
薬学・和漢系	0	1
教育研究推進系	2	0
計	34	12

表 13：社会データサイエンスプログラム担当教員の所属学系別人数

学系	専任教員	兼任教員
人文科学系	1	0

教育学系	0	2
社会科学系	7	4
工学系	0	1
都市デザイン学系	11	3
薬学・和漢系	0	1
計	19	11

表 14：グローバル SDGs プログラム担当教員の所属学系別人数

学系	専任教員	兼任教員
人文科学系	0	0
教育学系	1	0
社会学系	6	1
理学系	9	0
工学系	0	0
都市デザイン学系	0	0
薬学・和漢系	0	0
教育研究推進系	2	0
計	18	1

※専任教員には、両プログラムを担当する者3名を含む。

(2) 教育上主要と認める授業科目の教員配置状況

本学環の学環共通科目（7科目を）担当するのは、専任教員22名である。また、各プログラムの専門科目における教員の配置状況は以下の通りである。

社会データサイエンスプログラム

表 15：社会データサイエンスプログラムの学環専門科目における担当教員配置

科目区分	専任	兼任	計
基盤科目	3	2	5
実践科目	6	3	9
ドメイン科目	9	7	16
計（実数）	14	9	23

グローバル SDGs プログラム

表 16：グローバル SDGs プログラムの学環専門科目における担当教員配置

科目区分	専任	兼任	計
基盤科目	11	0	11
実践科目	18	1	19

計（実数）	18	1	19
-------	----	---	----

（３）教員の負担

本学の大学院においてはクォーター制（１カ年当たり４期）で授業を実施する。従来のセメスター制と比較して短い学期ごとの時間割設定が可能になるため、学生の履修進度と教員の教育業務に係る負担の両方を考慮した柔軟なカリキュラムを編成することができる。また、一人の教員に負担が集中しないように、オムニバス形式の講義や共同実施形式の演習・実習を多く設けている。

グローバル SDGs プログラムにおいては、国際機構交流部門教員の参加により、日英バイリンガル教育を行う上で必要な英語を用いた講義・演習・実習のサポートが受けられるような体制となっている。

（４）教員組織の研究分野

本学環を担当する教員の研究分野は、表 17 のように、文系、理系の枠を超えて非常に幅広い。「地域」と「地球規模」の両方の視点から、社会、経済、環境を総合的に捉えて課題解決を考えるために十分な分野を網羅している。

表 17：担当教員の研究分野

プログラム名	専任／兼担の別	研究分野
社会データサイエンス	専任教員	マルチメディア、データベース、計算科学、計量経済学、環境経済学、財政学、人的資源管理論、オペレーションズ・リサーチ、社会調査法、土木計画学、交通工学、社会基盤設計論、都市空間設計論、自然災害学、防災学、防災教育、人文地理学、地震地質学、災害地質学、地震学、材料工学
	兼任教員	社会学、経済学、計量経済学、計画数学、都市政策、医療情報学、生活環境、自然災害学、気象学、人工知能、国語教育学
グローバル SDGs	専任教員	経済学、環境経済学、財政学、地域研究、法政策学、国際関係論、生態学、分析化学、地球化学、環境物理学、農学系生物学
	兼任教員	経済学、国際法学

（５）教員の年齢構成

本学環の専任教員の内訳は、教授 17 名、准教授 11 名、講師 2 名、助教 3 名である。

完成年度の3月31日（令和6年）時点での年齢構成を表18に示す。本学環における教育研究水準の維持向上のうえで問題はない。

なお、本学の教育職員の定年年齢は「国立大学法人富山大学職員就業規則」（資料4）の第17条第2項において、65歳と定めている。

表18：完成年度（令和6年3月31日）における専任教員の年齢構成

プログラム名	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
社会データサイエンス	0	5	7	7
グローバルSDGs	3	4	9	2

※50歳代及び60歳代の教員には、両プログラムを担当する者がそれぞれ1名及び2名を含む。

11. 施設、設備等の整備計画

（1）校地、校舎及び研究室・講義室等

本学環の設置は、本学の既存の全研究科・教育部の改組・再編と併せて行うものである。そのため、現行の大学院人文科学研究科、人間発達科学研究科、経済学研究科、理工学教育部が使用している全ての施設、設備が、新たに設置される持続可能社会創成学環、人文社会芸術総合研究科及び理工学研究科に引き継がれる。その中には講義等を実施するための講義室と研究機材等が含まれている。このため、持続可能社会創成学環、人文社会芸術総合研究科及び理工学研究科では、引き継いだ施設や設備を利用することで、計画している教育研究の全てを実施することが可能である。

なお、本学五福キャンパスには、運動場 46,767 m²、体育館（第1～第3）5,204 m²を有し、学生が休息するスペース（食堂、売店、学生会館）等が備えられており、これらの施設を有効活用していく。

（2）図書

附属図書館は、中央図書館、医薬学図書館、芸術文化図書館からなり、本学環に設置する五福キャンパスにある中央図書館には、人文・社会・自然科学系統の幅広い図書・資料を収集している。中央図書館の蔵書は約106万冊、学術雑誌は約1万9千冊、視聴覚資料は約1万1千点を所蔵している。電子ジャーナルは、Natureを始めとして、生命科学、材料科学、情報科学及びナノテク分野を中心に購入しており、約8,500タイトルを利用することができる。また、工学部校舎内に工学専門図書室を整備しており、工学分野全般にわたる専門図書を利用することができる。

中央図書館の閲覧スペースは、9,472 m²、座席数は891席、全館で無線LANが利用可能である。平日は8:45～22:00、土日は10:00～17:00（試験期間は20:00）に開館し、

学生の図書閲覧・貸出への便宜を図っている。また、リフレッシュ・コミュニケーションゾーン、アクティブラーニングゾーン、プレゼンテーションゾーン室などの様々な学修形態に応じた環境を整備しており、学生の自主的・能動的学修を支援している。

12. 管理運営

(1) 学長による学環長指名

本学では、「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会）や学校教育法の一部改正等を踏まえ、学長のリーダーシップが発揮できるガバナンス体制の構築の一環として、学部長や研究科長等の部局長の選考方法について見直しを行った。具体的には、学長は、部局から2人又は3人の部局長候補者の推薦を受け、所信や面接により部局長を決定し任命することとした。

(2) 学環委員会等の学環管理運営組織

学校教育法に基づき、学環の教授により構成する学環委員会を置く。

学環委員会は、①入学、学位プログラムの修了その他学生の身分、②学位の授与、③教育課程の編成、④大学院担当教員、⑤その他学長及び学環長がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。

なお、可能な限り学環長、副学環長、プログラム長等を構成員とした代議員会に学環委員会の審議を付託し、柔軟な運営を行う。

また、履修方法、学生募集、FD等に関する事項を検討する教務委員会を置く。

(3) 教員の教育負担に対する配慮とエフォート管理

富山大学では、教育研究組織と教員組織を分離し、教員が一元的に所属する組織として「学術研究部」を設け、戦略的な人事計画の立案・実施と高度で特色ある分野横断的な教育研究を推進している。

学術研究部には、分野ごとに11の学系を設け、本学の教員はいずれかの学系に所属し、その専門性に依りて学部、研究科等の教育研究組織に配置され、教育・研究等の業務に従事している。

前述の学系には、学系長を置き、学系に所属する教員の管理を行ってきたが、今回の全学的改組と研究科等連係課程実施基本組織（学環）の新設を機に、令和4年度から教員の教育負担に関する調整を、データに基づく調整とする方向で検討を進めている。

その具体的構想として、全教員に対し授業の担当状況や研究指導の状況など、教育面での負担の状況を、原則として年1回データ収集する。そのデータに基づき、学系長が学系ごとに定める基準で過重負担となっていないかをチェックし、過重負担が認められる場合は、学系長が教員と面談し、負担の調整を図る。その際、複数の組織にまたがる調整が必要な場合は、学系長が学部長、研究科長、学環長などと調整を図る。このような方法で、研究科等連係課程実施基本組織（学環）の新設による、教員への過重負担を防ぐことがで

きる。

なお、教員のエフォート管理については、適正な労働時間数を基準に行うことが前提であり、長時間労働が常態化した状態では、業務負担の軽減という目的を達することはできない。前述の教員の教育負担については、年間所定労働時間数のうち、2～3割程度を目安に学系長が調整することで、過重労働を防止することが可能である。一方、研究活動が長時間におよぶ場合や時間外の管理運営業務により過重労働となることを防止するための方策も必要となる。そのため、本学では、毎月、全教員に対し、日々の労働時間数を記載した健康管理時間申告書の提出を義務付けている。これにより研究活動や管理運営業務に伴う長時間労働を未然に把握し、必要に応じ医師の面談を行うことで過重労働とならないように努めている。なお、健康管理時間申告書は、現在、システムによる把握に向けた準備を進めている。

また、各会議への参加など管理運営に関する業務についても、教員にとって無視できない程度の負担となっているが、この会議の一部をオンライン化することにより、建物間又はキャンパス間を移動する教員の負担を減らすことができる。

13. 自己点検・評価

(1) 実施方法及び実施体制

本学では、国立大学法人富山大学大学評価規則第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人富山大学計画・評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施している。同委員会は、評価担当理事を委員長とし、各学部、教養教育院、生命融合科学教育部、教職実践開発研究科、附置研究所及び附属病院から選出された教授で構成されている。また、同委員会では主に、学校教育法第109条第1項に基づく組織及び運営等に係る自己点検・評価、国立大学法人評価委員会が行う中期計画・年度計画の評価に関する事項等を審議している。

そして、計画・評価委員会と各部局が密接に連携し、自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価書を作成している。

(2) 評価結果の活用及び公表

自己点検・評価結果については本学のウェブサイト等を通して大学内及び社会に対して広く公表・公開している。また、この評価を通じて、中期目標・中期計画及び年度計画の改善を検討することとしている。

14. 情報の公表

(1) 大学全体の公表体制

本学は、学校教育法第113条及び学校教育法施行規則第172条の2に基づき、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、広報担当理事を中心に、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公表している。

1) 大学ウェブサイトにおける情報提供

<https://www.u-toyama.ac.jp>

大学紹介, 学部・大学院・施設, 入試情報, 教育・学生支援, 研究・産学官連携,
国際交流・留学等

2) 教育研究活動等の情報公開 (学校教育法施行規則第 172 条の 2)

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/education-act/>

ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報の公開

教育情報に関する公表事項

①大学の教育研究上の目的に関すること

- ・富山大学の理念と目標
- ・三つのポリシー
- ・学位授与方針

②教育研究上の基本組織に関すること

- ・各学部・研究科名, 各学科・専攻名
- ・国立大学法人富山大学学則
- ・国立大学法人富山大学大学院学則

③教員組織, 教員の数及び各教員が有する学位並びに業績に関すること

- ・富山大学研究者総覧
- ・役員・職員数
- ・教員数 (職名別・性別・年齢別)
- ・専任教員数
- ・組織図

④入学者に関する受入方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数, 進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・入学者数 (学部学生 of 地域別入学状況)
- ・学生の定員・現員
- ・卒業・修了者数 (卒業・修了者の進路状況)
- ・就職状況 (過去 5 年間の就職状況)

⑤授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・シラバス
- ・実務経験のある教員等による授業科目の一覧 (学部)
- ・富山大学履修・成績登録等関連日程 (授業・履修・授業時間)

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・国立大学法人富山大学学位規則
- ・学位論文に係る評価基準
- ・各学部等の必修科目, 選択科目及び自由科目別の必要単位修得数 (各研究科・学環)

等規則)

- ・取得できる資格・免許

⑦校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・各キャンパス内の建物配置図，大学までの交通手段（アクセスマップ）
- ・グラウンド，体育館，サークル棟
- ・課外活動・学生団体（部活・サークル）
- ・保健管理センター
- ・附属図書館
- ・その他福利厚生施設の概要（生協等）

⑧授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・授業料について
- ・授業料・入学料（入学金）
- ・寄宿料（学生寮：富山大学新樹寮 寮費について）

⑨大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・関連部署等リンク（国際機構，就職・キャリア支援センター，保健管理センター，学生相談室，学生支援センター）

さらには、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき，国立大学法人富山大学が保有する法人文書の公開を行っている（学則など各種規則，自己評価書，評価結果，監事監査及び外部監査に関する情報，中期目標・計画，年度計画，役員及び経営協議会学外委員名簿など）他，学生はインターネットを介した「学務情報システム（ヘルン・システム）」により，学籍情報照会，シラバス閲覧，履修登録，成績照会を行うことが可能であるとともに，PC やスマートフォン等から休講・補講等の情報を確認することができるよう，アプリケーション「とみだい iNfo」を公開している。

(2) 持続可能社会創成学環としての情報発信

本学の公式ウェブサイトの中に持続可能社会創成学環のホームページを開設し，本学環の公的な教育組織としての説明を果たすとともに，進学志望者に教育内容を正しく周知し，さらに学生の出口となる企業や研究機関からの求人を促進するため，カリキュラム，指導教員，研究室，取得できる学位，学生の研究開発の成果等の情報を公開する。以上の情報及び前述の修士論文研究に取り組む場合に遵守しなければならない規則や本学環の自己評価・点検の結果等を公開する。

15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 全学的な取組状況

本学は，教育・学生支援機構の下に，教育担当理事をセンター長とした，「教育推進センター」を設置し，教育の質保証や教育評価，全学的FDの企画立案・実施・評価等を行

っている。具体的には、全学授業評価アンケートや教育評価に係る各種アンケート（卒業時アンケート、卒業者アンケート、就職先調査）を行うとともに、グループディスカッション等を取り入れた全学FDを実施し、教育方法の改善に結びつけている。また、FD活動の一環として、UDトーク（University Developmentの略で、学生、教員、職員、一般市民の多様なステークホルダーが参加する）を継続的に実施しており、大学教育の改善・充実・深化・発展について多様な角度から議論を深めている。

ほかにも、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、全学的に職務関連研修を実施するほか、大学職員に必要な知識・技能を習得させ、必要な能力及び資質を向上させるために以下の取組を実施している。

- ・個人情報保護に関する研修会（役員及び教職員を対象に個人情報保護管理への理解と意識向上を促すために講義形式で研修を実施するもの）
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育（非常勤職員も含めた全研究者を対象に研究者の倫理観を醸成し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止するために、CITI Japanプロジェクトによるeラーニングを実施するもの）
- ・情報セキュリティ研修（本学において情報システム利用ユーザIDを使用する派遣社員を含めたすべての教職員を対象に、本学における組織的な情報セキュリティ水準の向上を促すために、eラーニングを実施するもの）
- ・事務系職員スキルアップ研修（事務系職員を対象に、本学職員における階層（フレッシュ～マネージャークラス）ごとに求められる必要な知識を学ぶために、eラーニングを実施するもの）

（2）持続可能社会創成学環としての取組

全学の取組の他に、学環独自のFD講演会や研修会を開催し、教員の参加を義務付け、教育・指導の質の向上に努めていく。また、教育の成果を検討する資料として、修了時のアンケートだけでなく、修了後社会に出た学生や修了生の就職先企業などに対してアンケート調査を行い、教育の成果を評価してもらうとともに、これをもとにカリキュラムや教育法の改善を図る。これまでも、各学部で学生アンケートのデータを精査し、授業満足度と成績の関係等の分析結果をFD研修会で教員に周知してきた。この学部での取り組みは、新しい大学院教育においても有用であるため、持続可能社会創成学環の教育内容等の改善に関する取組として取り入れることを計画する。

資料目次
(設置の趣旨等を記載した書類)

資料1	出口別履修モデル	54
資料2	富山大学医の倫理に関する規則	60
資料3	富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則.....	64
資料4	国立大学法人富山大学職員就業規則.....	67

持続可能社会創成学環 社会データサイエンスプログラム 履修モデル
 養成する具体的な人材像 : データサイエンスやAIを活用してスマートシティの構築に貢献できる高度理工系技術者
 研究テーマ : ビッグデータに基づくまちづくりに関する研究

大学院共通科目		学環共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
研究倫理 科学技術と持続可能社会		持続可能社会創成学概論 デザイン思考		線形代数特論 数理統計学特論 I 情報科学特論 情報センシング特論 財政学特論 I		社会データサイエンス特別演習 I 社会データサイエンス特別研究 I	
1 T	1	1	1	1	1	1	1
2 T	1	1	1	1	1	1	1
3 T				1	1	1	1
4 T				1	1	1	1
1 T				1	1	1	1
2 T				1	1	1	1
3 T				1	1	1	1
4 T				1	1	1	1
1 年 次							
2 年 次		4		18		4	
修得単位数		4		18		4	
						22	

修得単位数合計 30 単位

持続可能社会創成学環 社会データサイエンスプログラム 履修モデル
 養成する具体的な人材像 : データサイエンスやAIを活用した防災・減災に貢献できる高度理工系研究者
 研究テーマ : 災害に強いまちづくりに関する研究

大学院共通科目		学環共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
	研究倫理 科学技術と持続可能社会	持続可能社会創成学概論 デザイン思考	持続可能社会創成学概論 デザイン思考	線形代数特論 数理統計学特論 I 情報科学特論 情報センシング特論 財政学特論 I 数理統計学特論 II サイバーフィジカルシステム特論 最適化問題特論 時系列解析特論 財政学特論 II	専門科目		
1 T		1	1	1		1	社会データサイエンス特別演習 I
2 T	地域共生社会特論 知的財産法	1	1	1		1	社会データサイエンス特別研究 I
3 T				1		1	
4 T				1		1	
1 T				1		1	社会データサイエンス特別演習 I
2 T				1		1	社会データサイエンス特別研究 I
3 T				1		1	
4 T				1		1	
修得単位数		4	4		18		4
						22	

修得単位数合計 30 単位

持続可能社会創成学環 社会データサイエンスプログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : データサイエンスやAIを活用して行政機関や金融機関で活躍できる高度専門職業人

研究テーマ : 地域経済の活性化に関する研究

大学院共通科目		学環共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
研究倫理 科学技術と持続可能社会		持続可能社会創成学概論 デザイン思考		線形代数特論 数理統計学特論Ⅰ 情報科学特論 情報センシング特論 応用計量経済学特論Ⅰ		社会データサイエンス特別演習Ⅰ	
地域共生社会特論 知的財産法		文化の多様性と持続可能社会		サイバーフィジカルシステム特論 最適化問題特論 応用計量経済学特論Ⅱ		社会データサイエンス特別研究Ⅰ	
				確率過程特論 空間統計特論Ⅰ 社会データサイエンス特論演習 都市・地域計画特論 金融の計量経済学特論Ⅰ			
		サステイナビリティ国際政治 経済学		空間統計特論Ⅱ テキストマイニング特論 持続可能な社会に資する交通特論			
				金融の計量経済学特論Ⅱ		社会データサイエンス特別演習Ⅰ	
						社会データサイエンス特別研究Ⅰ	
4		4		18		4	
修得単位数		4		18		4	
数				22			
1	1 T	1	1	1	1	1	1
	2 T	1	1	1	1	1	1
	3 T			1	1	1	1
	4 T			1	1	1	1
2	1 T			1	1	1	1
	2 T						
	3 T						
	4 T						
修得単位数		4		18		4	
修得単位数合計		30 単位		22			

持続可能社会創成学環 グローバルSDGsプログラム 履修モデル (先端研究トラック)
 養成する具体的な人材像 : グローバルな視点から水産資源の持続的利用に貢献できる高度専門職業人及び研究者
 研究テーマ : 海洋水産資源の持続的利用に向けた魚類の産地判別・回遊経路の地球化学的モニタリング手法の開発

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導		
		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導		研究指導		
1 年 次	1 T	1 1 1	研究倫理 英語論文作成 I データサイエンス特論	1	持続可能社会創成学概論	1	サステイナビリティ環境理学基礎 気候変動解析ゼミナール I	1 1	サステイナビリティ先 端研究 I	2
	2 T			1	文化の多様性と持続可能性社 会	1	サステイナビリティ経済学基礎 高低差 4000m の共生社会実習 気候変動解析ゼミナール II	1 1 1		
	3 T		科学技術と持続可能社会	1	サステイナビリティ環境科学	1	サステイナビリティデータ解析・GIS演 習 気候変動解析学 化学海洋学 短期SDGs インターンシップ 同位体地球化学ゼミナール I	1 1 1 1 1		
	4 T			1	サステイナビリティ国際政治 経済学	1	アカデミックライティング・コミュニケ ーション特論 同位体地球化学ゼミナール II	1 1		
2 年 次	1 T								サステイナビリティ先 端研究 II	2
	2 T								サステイナビリティ先 端研究 III	2
	3 T								サステイナビリティ先 端研究 IV	2
	4 T								サステイナビリティ先 端研究 V	2
修得単位数		4		4		12		10		
修得単位数合計		30 単位		22		10		22		

持続可能社会創成学環 グローバルSDGsプログラム 履修モデル (実践研究トラック)
 養成する具体的な人材像 : 多文化共生の視点から持続的移民政策の立案に貢献できる高度専門職業人
 研究テーマ : 地方自治体の多文化共生策定とその課題

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導		
		研究倫理 データサイエンス特論		持続可能社会創成学概論		専門科目		サステイナビリティ実 践研究Ⅰ		
1	1T	1	1	1	1	1	1	1	1	2
1	2T	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3T	1	1	1	1	1	1	1	1	
	4T	1	1	1	1	1	1	1	1	
	1T									
2	2T									
	3T									
	4T									
	1T									
修得単位数		4	4	4	4	18	4	18	4	22

修得単位数合計 30 単位

持続可能社会創成学環 グローバルSDGsプログラム 履修モデル（先端研究トラック）
 養成する具体的な人材像：開発途上国における環境保全を重視した都市計画を立案できる高度専門職業人
 研究テーマ：開発途上国の人口密集都市におけるグリーンインフラの整備に関する研究

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目		研究指導	
		研究倫理 科学技術と持続可能社会		持続可能社会創成学概論		サステイナビリティ環境理学基礎 財政学特論Ⅰ		サステイナビリティ先 端研究Ⅰ	
1	1 T	1	1	1	1	1	1	1	2
1	2 T			文化の多様性と持続可能性社 会	1	サステイナビリティ経済学基礎 財政学特論Ⅱ 高低差4000mの共生社会実習 森林生態管理学ゼミナール	1	1	
	3 T			サステイナビリティ環境科学	1	サステイナビリティデータ解析・GIS演 習 気候動解析学 保全生物学特論	1	1	
	4 T			サステイナビリティ国際政治 経済学	1	アカデミックライティング・コミュニケ ーション特論 植物生態学特論 保全生物学ゼミナール	1	1	
	1 T								サステイナビリティ先 端研究Ⅱ
2	2 T								サステイナビリティ先 端研究Ⅲ
	3 T								サステイナビリティ先 端研究Ⅳ
	4 T								サステイナビリティ先 端研究Ⅴ
修得単位数		4		4		12		10	
						22			

修得単位数合計 30 単位

富山大学医の倫理に関する規則

平成18年1月19日制定 平成18年4月1日改正
 平成19年4月1日改正 平成20年4月1日改正
 平成21年4月1日改正 平成22年4月1日改正
 平成24年10月1日改正 平成26年6月24日改正
 平成27年4月1日改正 平成28年12月1日改正
 平成30年3月27日改正 令和元年9月24日改正
 令和3年6月10日改正

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 倫理委員会（第2条～第4条）
- 第3章 倫理審査委員会（第5条～第7条）
- 第4章 委員会の議事等（第8条，第9条）
- 第5章 申請手続・異議申立手続・変更手続（第10条～第12条）
- 第6章 専門委員会（第13条）
- 第7章 雑則（第14条～第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）において行う人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為（以下「研究等」という。）について、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、本学に、富山大学倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）及び富山大学臨床・疫学研究等に関する倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

第2章 倫理委員会

（所掌事項）

第2条 倫理委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 医の倫理の在り方について必要な事項の調査及び検討
- (2) 本学で行う特定の医療行為に係る倫理基準等の制定・認定
- (3) 医の倫理に係る広報・啓発・教育活動
- (4) 患者の治療に直接関係のある医療行為（臨床研究及び病院臨床倫理委員会所掌事項を除く。）のうち、倫理的検討を必要とする実施計画に係る審査
- (5) その他、本学の医の倫理に関し、学長から諮問された事項の調査及び検討

（組織）

第3条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学部教授会から選出された教授 4人
（基礎系1人，臨床系2人，看護系1人とする。）
- (3) 薬学部教授会から選出された教授 1人
- (4) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
- (5) 医学分野以外の学外の学識経験者 2人以上
- (6) 医学分野以外の学内の教授又は准教授（倫理委員会が必要と認めた場合）若干人
- (7) その他倫理委員会が必要と認めた者

2 前項第2号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 倫理委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第3章 倫理審査委員会

(所掌事項)

第5条 審査委員会は、第1条に規定する研究等に係る実施計画（第2条第4号に該当するものを除く。）及びその成果の出版・公表予定内容を倫理的・社会的観点から審査する。

(組織)

第6条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部教授会から選出された教授 4人
(基礎系1人，臨床系2人，看護系1人とする。)
- (2) 薬学部教授会から選出された教授 1人
- (3) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
- (4) 医学分野以外の学外の学識経験者 2人以上
- (5) 医学分野以外の学内の教授又は准教授（審査委員会が必要と認めた場合） 若干人
- (6) その他審査委員会が必要と認めた者

2 前項第1号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第4章 委員会の議事等

(議事等)

第8条 倫理委員会及び審査委員会（以下「各委員会」という。）は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第3条第1項第5号または第6条第1項第4号に掲げる委員が1人以上出席しなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項（次条第1項の審査の判定を除く。）については、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(課題審査)

第9条 申請課題に係る審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 修正した上で承認
- (3) 条件付承認
- (4) 不承認
- (5) 保留(継続審査)
- (6) 停止(研究の継続には更なる説明が必要)
- (7) 停止(研究の継続は適当でない)

2 委員は、自己の申請課題に係る審査に加わることができない。

3 各委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。

4 審査経過及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、各委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び個人の同意を得て審議経過及び結論の内容を公表することができる。

第5章 申請手続・異議申立手続・変更手続

(申請手続及び判定の通知)

第10条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

2 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果通知書により学長に報告しなければならない。

3 前項の通知に当たり、審査の判定結果が前条第1項第2号から第7号までの一に該当する場合には、理由等を記入しなければならない。

(異議申立手続及び判定の通知)

第11条 申請者は前条第2項の審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書に必要事項を記入して、委員長に再度の審議を1回に限り申請することができる。

2 委員長は、審議終了後速やかに、異議申立に対する指針書により申請者に通知しなければならない。

(研究等実施計画の変更)

第12条 申請者が研究等実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく委員長にその旨を報告するものとする。

2 委員長は、前項の変更に係る研究等実施計画について改めて審査の手続をとるものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第13条 各委員会に、専門の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、委員長が委嘱する。

3 委員長が、必要と認めるときは、専門委員会委員を委員会に出席させ、調査検討事項の報告を受け、又は討議に加えることができる。

4 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 雑則

(医薬品等の臨床研究及び組換えDNA実験等の取扱い)

第14条 本学附属病院において実施される医薬品等の臨床研究のうち、治験薬の取扱いについては、富山大学附属病院医薬品受託研究実施要領に定めるところによる。

2 本学において実施される生命科学領域における基礎研究等のうち、遺伝子組換え生物等の使用等の取扱いについては国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則の定めるところによる。

(委員以外の出席)

第15条 各委員会及び専門委員会の委員長が、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第16条 委員会の事務は、病院事務部病院経営企画課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は各委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年1月19日から施行する。

2 この規則施行の際、現に改正前の富山医科薬科大学医の倫理に関する規程第3条の規定により富山医科薬科大学倫理委員会委員である者は、この規則の第3条第1項の規定により選出された委員とみなす。ただし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年10月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。設置の趣旨等 - 62

附 則

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の第3条第1項第2号から第8号により選出された第6条に規定する委員は、改正後の第6条第1項の規定により選出された委員とみなし、任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成25年10月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、医学薬学研究部教授会医学系部会及び薬学系部会から選出された倫理委員会委員及び審査委員会委員については、医学部教授会及び薬学部教授会から選出されたものとみなす。ただし、任期については、第3条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和元年10月30日までとする。
- 3 令和元年11月1日に選出される倫理委員会委員及び審査委員会委員の任期は、第3条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和3年6月30日から施行する。

富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則

平成27年12月17日制定

平成29年12月11日改正

平成30年3月27日改正

令和元年9月24日改正

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 委員会（第2条～第4条）

第3章 委員会の議事等（第5条～第7条）

第4章 申請手続・異議申立手続・変更手続（第8条～第10条）

第5章 雑則（第11条～第13条）

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）において行う人間を対象とする研究（医療を目的とした研究を除く。以下「研究」という。）についてヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、本学に、富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2章 委員会

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

（1） 倫理的・社会的観点からの研究の実施計画及びその成果の出版・公表予定内容の審査

（2） その他前号の審査に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1） 学部の教授又は准教授 各1人

（2） 学外の学識経験者 若干名

（3） その他委員会が必要と認めた者

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第3章 委員会の議事等

(議事等)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項（次条第1項の審査の判定を除く。）については、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(課題審査)

第6条 申請課題に係る審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認

2 委員は、自己の申請課題に係る審査に加わることができない。

3 委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。

4 審査経過及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び当該研究の実施に携わる者の同意を得て審査経過及び結論の内容を公表することができる。

(迅速審査)

第7条 委員会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する審査について、委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告しなければならない。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- (5) その他委員長が認めた審査

2 前項の審査については、別に定める。

第4章 申請手続・異議申立手続・変更手続

(申請手続及び判定の通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長（附属病院における研究に関しては附属病院長。以下「学長等」という。）に提出しな

なければならない。

- 2 学長等は、前項の審議を委員長に付託する。
- 3 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果通知書により学長等に報告し、学長等は、申請者に結果を通知しなければならない。
- 4 前項の通知に当たり、審査の判定結果が第6条第1項第3号から第5号までの一に該当する場合は、その理由を付さなければならない。

(異議申立手続及び判定の通知)

第9条 申請者は、前条第3項の審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書に必要事項を記入し、学長等に再度の審議を1回に限り申請することができる。

- 2 学長等は、前項の審議を委員長に付託する。
- 3 委員長は、審議終了後速やかに学長等に報告し、学長等は、申請者に結果を通知しなければならない。

(研究の実施計画の変更)

第10条 申請者が研究の実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく学長等に報告するものとする。

- 2 学長等は、前項の変更に係る研究の実施計画について改めて審査の手続をとるものとする。

第5章 雑則

(委員以外の出席)

第11条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 委員会の事務は、研究振興部研究振興課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月11日から施行する。
- 2 この規則の施行日において委員である者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

国立大学法人富山大学職員就業規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正	平成19年10月1日改正
平成20年4月1日改正	平成20年7月8日改正
平成21年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成24年10月1日改正	平成26年9月9日改正
平成27年3月25日改正	平成28年2月9日改正
平成29年3月14日改正	平成29年6月27日改正
平成30年3月27日改正	平成30年11月13日改正
平成31年1月29日改正	令和元年6月25日改正
令和元年12月24日改正	令和2年1月28日改正
令和2年10月27日改正	令和3年3月9日改正

目次

第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 任免（第5条～第24条）
第1節 採用（第5条～第7条）
第2節 昇任及び降任（第8条，第9条）
第3節 異動（第10条）
第4節 休職（第11条～第14条）
第5節 退職及び解雇（第15条～第24条）
第3章 給与（第25条）
第4章 服務（第26条～第30条）
第5章 知的財産権（第31条）
第6章 労働時間，休日，休暇等（第32条～第34条）
第7章 研修（第35条）
第8章 勤務評定（第36条）
第9章 賞罰（第37条～第42条）
第10章 安全衛生（第43条）
第11章 出張（第44条，第45条）
第12章 福利・厚生（第46条）
第13章 災害補償（第47条～第49条）
第14章 退職手当（第50条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、「労働基準法」（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により，国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の就業に関して，必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この規則は、常勤の職員に適用する。

- 2 職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員、共同研究講座教員、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、及び栄養教諭の職にある者を教育職員という
- 3 契約職員、パートタイム職員、特任再雇用職員、フルタイム再雇用職員、短時間再雇用職員、外国人研究員、診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医の就業については、別に定める。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第4条 大学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、選考による。

- 2 職員の選考について必要な事項は、別に定める「[国立大学法人富山大学職員任免規則](#)」による。

(労働条件の明示)

第6条 大学は、職員として採用しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(試用期間)

第7条 職員として採用された者は、採用の日から6か月間（教諭については1年間）を試用期間とする。ただし、国、地方自治体又はこれらに準ずる機関の職員から引き続き大学の職員となった者については、この限りでない。

- 2 大学は、試用期間中に職員として不適格と認めたときは、解雇することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第8条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

(降任)

第9条 大学は、職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることがある。

- (1) 勤務実績が悪い場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他職務に必要な適性を欠く場合
- (4) 職員自ら降任を希望して学長が承認した場合

2 前項第4号に規定する希望降任に関し、必要な事項は別に定める。

第3節 異動

(配置換・出向等)

第10条 大学は、業務上必要がある場合は、職員に対して配置換、併任又は出向（以下「配置換等」という。）を命ずることがある。ただし、教育職員については、専門の異なる配置換等は本人の同意を得るものとする。

2 前項に規定する配置換等を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

3 職員の出向について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学出向規則」による。

第4節 休職

(休職)

第11条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることがある。

- (1) 負傷又は疾病により、病気休暇の期間が引き続き90日（結核性疾患の場合は1年）を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所、病院その他大学が指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は大学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
- (4) 国又は独立行政法人と共同して、若しくはこれらからの委託を受けて行われる科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- (5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、大学の職務に従事することができないと認められる場合
- (6) 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- (7) 教諭、養護教諭又は栄養教諭が、学長の許可を受けて、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する専修免許状の取得を目的として、大学（短期大学を除く。）

の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する場合において、職務に従事することができないと認められる場合。

(8) 労働組合業務に専従する場合

(9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(10) その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。

(休職の期間)

第12条 前条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号の休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で大学が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することがある。

2 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

3 前条第1項第6号及び第8号の休職の期間は必要に応じ、5年を超えない範囲内で大学が定める。前条第1項第6号の休職の期間が5年に満たない場合においては、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。

4 前条第1項第3号から第5号までの休職の期間が引き続き3年に達する際特に必要があると大学が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することがある。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することがある。

5 大学は、特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の休職の期間を3年を超え5年を超えない範囲内において定めることがある。この休職の期間が5年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。

6 前2項の規定による前条第1項第4号の休職及び第4項の規定による前条第1項第5号の休職の期間が引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると大学が認めたときは、必要に応じ、これを更新することがある。

(復職)

第13条 大学は、前条の休職の期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命ずる。ただし、第11条第1項第1号の休職については、職員が休職の期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命ずる。

2 前項の場合、大学は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職中の身分)

第14条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第 15 条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 自己都合により退職を願い出て大学から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
- (4) 第 12 条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

第 16 条 職員は、自己都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により 30 日前までに退職願を提出できない場合は、14 日前までにこれを提出しなければならない。

2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

第 17 条 職員（特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員を除く。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

2 前項の定年は、年齢 60 年とする。ただし、教育職員（副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭は除く。）の定年は、年齢 65 年とする。

3 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 15 条の 2 及び大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）第 7 条の規定に基づき、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員の定年は、年齢 70 年とし、定年退職日に退職するものとする。

(定年の特例)

第 18 条 大学は、前条の規定にかかわらず、定年に達した職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があると学長が認める場合は、定年退職日を延長することができる。

2 前項による定年退職日の延長は、1 年を超えない範囲内で行うものとし、当初の定年退職日から 3 年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、3 年を超えて更新することができる。

4 教育職員の定年の特例について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学教育職員の定年の特例に関する規則」による。

(再雇用)

第 19 条 第 17 条の規定により退職した職員（定年年齢が 60 歳の者に限る。）で再雇用を希望する職員は、別に定める「国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則」又

は「国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則」により再雇用する。ただし、特に重要な職を任じた職員は、別に定める「国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則」に基づき再雇用する。

(解雇)

第 20 条 大学は、職員が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合には、解雇する。

2 大学は、前項のほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 勤務実績が著しく悪い場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の減員等が必要となった場合
- (5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合
- (6) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職に在職し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合
- (7) 執行猶予が付された禁錮以上の刑に処せられた場合
- (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

3 解雇について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。

(解雇制限)

第 21 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病がなおらず「労働者災害補償保険法」（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）に基づく傷害補償年金の給付がなされ、労基法第 81 条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第 19 条第 2 項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性職員が、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」第 22 条第 6 号及び第 7 号の規定による休暇を取得している期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 22 条 第 20 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署の認定を受けて第 39 条第 5 号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りではない。

2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

(退職後の責務)

第 23 条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第 24 条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 職員が、第 22 条の解雇の予告がなされた日から解雇の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、大学は遅滞なくこれを交付する。ただし、解雇の予告がなされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合においてはこの限りでない。

4 証明書には退職若しくは解雇された者又は解雇を予告された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第 3 章 給与

(諸手当)

第 25 条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任生活手当、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、安全衛生管理手当、認定看護師等手当、医師指導手当、教員特別業務手当及び外部資金獲得手当とする。ただし「国立大学法人富山大学年俸制(一)適用教員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制(二)適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」の適用者にあつては別に定める。

3 給与（期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び外部資金獲得手当を除く。）は、その月の全額を毎月 17 日に支給するものとし、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月 17 日に支給する。ただし、支給日（この項において毎月 17 日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、15 日に、支給日が土曜日に当たるときは、16 日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、18 日に支給する。

4 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日（この項において、6 月 30 日及び 12 月 10 日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

5 外部資金獲得手当は、3 月 10 日に支給する。ただし、支給日（3 月 10 日をいう。以下この項において同じ。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

- 6 職員の給与について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員給与規則」、
「国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員給与規則」、
「国立大学法人富山大学年俸制（二）適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」による。

第4章 服務

（誠実義務）

第26条 職員は、職務上の責任を自覚し、大学の指示命令に従い、誠実に職務に専念するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第27条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- (2) 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (5) 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- (6) 大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

（職員の倫理）

第28条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める「国立大学法人富山大学役職員倫理規則」による。

（ハラスメントに関する措置）

第29条 ハラスメントの防止に関する措置は、別に定める「国立大学法人富山大学ハラスメントの防止等に関する規則」による。

（兼業）

第30条 職員は、次に掲げるもので大学の許可を受けた場合は、兼業を行うことができる。

- (1) 職員の専門分野に関し、有用な知見が得られるもの
- (2) 地域社会へ貢献するもの
- (3) 産学官連携を推進するもの
- (4) 学術の発展に寄与するもの
- (5) その他前各号に準ずるもの

- 2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学役職員兼業規則」による。

第5章 知的財産権

（知的財産権）

第31条 職員の知的財産権について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職

務発明規則」及び「国立大学法人富山大学研究成果有体物等取扱規則」による。

第6章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間等)

第32条 職員の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」による。

(育児休業等)

第33条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 職員のうち、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児短時間勤務又は育児部分休業の適用を受けることができる。

3 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則」による。

(介護休業等)

第34条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則」による。

第7章 研修

(研修)

第35条 大学は、職員の研修機会の提供に努めるものとし、職員は、その機会を活用し、研究と修養に努めなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な研修を命ぜられた場合は、これを受けなければならない。

3 職員の研修について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の研修に関する規則」による。

第8章 勤務評定

(勤務評定)

第36条 大学は、職員の勤務成績について公正な手続きにより評定を実施する。

第9章 賞罰

(表彰)

第37条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるときは、別に定める「国立大学法人富山大学職員表彰規則」により、これを表彰する。

(懲戒)

第38条 大学は、職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

(1) この規則その他大学の定める諸規則に違反したとき。

- (2) 職務上の義務に違反したとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 承認を受けずに遅刻，早退，欠勤する等勤務を怠ったとき。
- (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
- (6) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (7) 前各号に準ずる行為があったとき。

2 職員の懲戒について必要な事項は，別に定める「国立大学法人富山大学職員懲戒規則」による。

(懲戒の種類・内容)

第 39 条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 譴責 始末書を提出させ，将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか，給与を減額する。この場合において，減額は，1 回の額は平均賃金の 1 日分の 2 分の 1，1 か月の額は当該月の給与総額の 10 分の 1 の範囲内とする。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか，1 日以上 3 月以内の期間を定めて出勤を停止し，職務に従事させず，その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし，勧告に応じない場合は，懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において，所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第 20 条に規定する手当を支給しない。

2 前項第 1 号から第 3 号までの始末書の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 再審査の請求がない場合 懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内
- (2) 再審査の請求がある場合で，当該請求が却下された場合 却下の通知を受理した日の翌日から起算して 14 日以内
- (3) 再審査の請求がある場合で，当該請求が受理され，再審査の結果，最初の処分が妥当と認められた場合 最初の処分が妥当と認められた旨の通知を受理した日の翌日から起算して 14 日以内
- (4) 再審査の請求がある場合で，当該請求が受理され，再審査の結果，最初の処分決定の修正又はこれに代わる新たな処分決定により，譴責，減給又は出勤停止となった場合 新たに懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して 14 日以内

(管理監督責任)

第 40 条 管理監督下にある職員が第 38 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は，当該管理職員を管理監督責任により懲戒することがある。ただし，管理職員がこれを防止する方法を講じていた場合においては，情状により懲戒を免ずることがある。

(厳重注意)

第 41 条 大学は，第 38 条第 1 項各号に準ずる者についても，服務を厳正にし，規律を保持する必要があるときは，厳重注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第 42 条 職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合は，第 38 条，第 39 条又は第 40 条の規定による懲戒処分等を行うほか，その損害の全部又は一部を賠償させ

るものとする。

第10章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第43条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、大学の指示を守るとともに、大学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 大学は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 職員の安全・衛生管理について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学安全衛生管理規則」による。

第11章 出張

(出張)

第44条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、大学に報告しなければならない。

(旅費)

第45条 前条の出張に要する旅費に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学旅費規則」による。

第12章 福利・厚生

(宿舎利用基準)

第46条 職員の宿舎の利用については、別に定める「国立大学法人富山大学宿舎規則」による。

第13章 災害補償

(業務上の災害補償)

第47条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

(通勤途上災害)

第48条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

(災害補償に関する事項)

第49条 前2条に定めるもののほか、職員の労働災害等の補償について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員災害補償規則」による。

第14章 退職手当

(退職手当)

第50条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員退職手当規則」による。

附 則
この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 20 年 7 月 8 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 11 月 13 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則
この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和元年 12 月 24 日改正附則)

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年3月9日から施行する。ただし、医学系所属（ただし、附属病院に診療科及び中央診療施設等をもつ講座に限る）の教育職員の特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給及び管理職特別勤務手当については、第25条第3項の規定にかかわらず、その月の初日から20日分までを翌月17日に支給し、21日から末日分までを翌々月17日に支給する。
- 2 前項ただし書きの適用については、令和4年3月31日までとする。